

平成21年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月17日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
1番 関 口 雅 敬 君	8
10番 渡 辺 強 君	20
2番 村 田 正 弘 君	29
7番 大 澤 タキ江 君	36
8番 梅 村 務 君	42
3番 大 島 瑠美子 君	53
9番 染 野 光 谷 君	56
○町長提出議案の報告及び一括上程	62
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第30号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件 に関する条例	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第31号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第32号 工事請負契約の締結について	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	73
・議案第33号 財産の取得について	
○議案第34号の説明、採決	74
・議案第34号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	75
○閉会について	75
○町長あいさつ	76
○閉 会	76

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第57号

平成21年第4回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年6月12日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成21年6月17日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

不応招議員（なし）

平成21年第4回長瀬町議会定例会 第1日

平成21年6月17日(水曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

1番 関 口 雅 敬 君

10番 渡 辺 強 君

2番 村 田 正 弘 君

7番 大 澤 夕 基 江 君

8番 梅 村 務 君

3番 大 島 瑠 美 子 君

9番 染 野 光 谷 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号の説明、採決

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤	實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村	務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺	強	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	新	井	敏	彦	君	参事	平	健	司	君	
総務課長	齊	藤	敏	行	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民福祉課長	浅	見	初	子	君	地域整備観光課長	染	野	真	弘	君
会計管理者	大	澤	彰	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実	書記	野	原	徹
------	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（齊藤 實君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成21年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（齊藤 實君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（齊藤 實君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（齊藤 實君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成20年度2月分から4月分と、平成21年度4月分に関する現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

3月25日に、秩父市役所で「秩父地域議長会役員会」が開催され、議長大島瑠美子君とともに出席いたしました。

4月3日に、埼玉県自治会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、議長大島瑠美子君が出席いたしました。

4月28日に、小鹿野町で「小鹿野春まつり」が開催され、議長大島瑠美子君とともに出席いたしました。

5月29日に、皆野町のいこいの村ヘリテイジ美の山で「秩父地域議長会役員会及び定期総会」が開催され、副議長関口雅敬君とともに出席いたしました。

6月1日に、埼玉県自治会館で「埼玉県町村議会議長会臨時総会」が開催され、出席いたしました。

6月5日に、秩父地域振興センターで「秩父地域基幹道路建設促進議員連盟」及び「水と森林を守る秩父地域議員連盟」の役員会が開催され、副議長関口雅敬君が出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。6月定例会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平成21年第4回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

新緑の季節も過ぎ、梅雨の時期を迎えました。気象庁は、「関東甲信越は、10日から梅雨入りしたと見られる」と発表いたしました。しばらくはぐずついたはっきりしない天候が続くのではないかと思います。

経済の状況に目を向けますと、景気回復を図るため、国の補正予算が成立し、国会も会期延長をして補正予算関連法案の審議なども進んでいるようではありますが、雇用状況も決して回復しているわけではありませので、さらにしっかりした対策を講じていただき、景気回復への足取りをより確かなものにしていただきたいと思います。

新型インフルエンザにつきましては、世界保健機関が先日（11日）、世界的な大流行の初期段階という発表をいたしました。日本国内におきましては、感染者の確認の報道はあるものの、比較的落ちつきを見せているようであります。町の対応といたしましては、5月中は災害防災無線放送で、新型インフルエンザへの注意喚起、予防の放送を行ったところであります。

なお、長瀬中学校では、中学3年生の関西方面への修学旅行は、去る5月15日から17日までの2泊3日で既に実施されました。参加した生徒69名、引率教員等校長以下7名、全員健康上の問題もなく、帰町しております。

その後、週明けの5月18日から1週間、3校に対し毎朝児童生徒の健康チェックと教育委員会への報告を指示しました。インフルエンザ関連の問題はなく、今日に至っております。

また、6月8日に開催されました「校長会議」の席上、「新型インフルエンザ対策における経過報告と今後について」ということで、共通理解を図るとともに、引き続き感染予防に注意するよう、3校に対し指導の徹底を図ったとの報告をいただいております。

新型インフルエンザの予防につきましては、手洗いやうがい効果的ということですので、今後とも正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いしたいと思います。

さて、ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、町民福祉課関係についてご報告申し上げます。去る5月10日に開催されました「第22回長瀬町社会福祉大会・福祉バザー」につきましては、議員の皆様を初め大勢の関係者のご協力をいただき、盛大に開催することができました。心から厚く御礼申し上げます。また、今年度の体験発表は、昨年4月から長瀬中学校に勤務されております新井淑則先生から、障害者の現状をお話いただきましたが、さまざまな苦難を乗り越えて活躍されている姿にとても感動を覚えました。

続いて、午後の福祉バザーにつきましては、町内全域の各家庭や企業・商店からバザー用品等7,000点近いご協力をいただき、売上金等は130万円以上となりました。毎年このように大きな成果を上げること

ができますのも、議員各位を初め区長さん初め町民の皆様のご理解、ご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。4月12日、「はつらつ長瀬さくら祭り実行委員会」主催による「長瀬さくら祭り」が北桜通りで行われ、ライトアップされた桜と音楽により、子供たちを初め大勢の町民の方々、また観光客の皆様楽しんでいただきました。

また、4月18日から29日までの間、長瀬・通り抜けの桜のライトアップが観光協会主催で行われました。期間中、ミニコンサートなども行われ、大勢の方に夜桜と音楽を楽しんでいただきました。イベントに携わりました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

次に、現在放送中のNHK連続テレビ小説「つばさ」で長瀬が舞台の一つとして取り上げられ、5月20日から23日までの4日間、町内各地で撮影が行われました。なお、長瀬町での撮影シーンの放送予定は、7月最終週の1週間の予定とのことであります。

次に、平成21年度春のごみゼロ運動をこしも各行政区で5月23日から31日にかけて行っていただきました。

次に、花の里整備事業についてでございますが、昨年度に引き続き大勢のボランティアの方々にご協力をいただき、5月14日にハナビシソウ園の開園式が開催されました。関係者の皆様には日ごろのご苦勞に感謝申し上げます。現在、ハナビシソウは見ごろを迎えておりまして、なお、この環境整備協力金をいただいておりますが、6月15日現在で1万3,800人余り（うち協力者8,210人）の入場者、協力金は164万円余りとなっているという報告をいただいております。

次に、教育委員関係についてご報告申し上げます。初めに、ご案内のように、長瀬中学へ全盲の国語教師の新井淑則先生が着任してから、はや1年が経過いたしました。全国的に大変珍しいということで、新聞、テレビ等の取材申し込みが多く、昨年度は教育委員会、学校で対応に追われたようでございますが、「主役はあくまでも生徒である」を基本に今後も対応してまいりたいと考えております。

次に、国指定重要文化財「旧新井家住宅」についてであります。昨年度懸案でありました板ぶき屋根の改修工事を終了でき、新しい屋根に生まれ変わりました。また、民間活力等を導入しての事業も、今春は2団体が野点や茶会をそれぞれの趣向を凝らして開催し、それぞれ好評を博しました。また、ことして2回目を迎えます町内の美術家の皆さんによる絵画や工芸品などを展示した「第2回長瀬美術展」を5月23日から31日まで開催し、こちらは隣接のハナビシソウの開花時期と相乗効果もあり、多くの来館者を迎えることができました。今後も国指定の重要文化財である旧新井家の特質を生かしつつ、民間活力の導入による事業を通じて、旧新井家住宅の周知と誘客につながる事業の実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、埼玉県自動車税についてであります。6月1日まで埼玉県より委託を受け、出納室窓口で納付を受け付けいたしました。約7,200万円の納付をいただきました。皆様のご協力で感謝申し上げます。

最後に、日曜、金曜夜間の窓口開庁の平成20年度の状況であります。昨年度は35日間行い、約300件の来庁者等があり、600万以上の納税をいただきました。

以上、今定例会までの主な事業の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案1件、補正予算案1件、契約の議決案件2件、人事案件1件の合わせて5議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。いずれも町政進展のため重要な案件でご

ございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
以上、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（齊藤 實君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齊藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長から指名を申し上げます。

1番 関口 雅 敬 君

2番 村 田 正 弘 君

3番 大 島 瑠美子 君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（齊藤 實君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から18日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの2日間とすることに決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（齊藤 實君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭に発言をいただきまして、議事の進行にご協力をいただきますよう特にお願いを申し上げます。

それでは最初に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） それでは、質問させていただきます。

初めに、市町村合併について町長にお伺いいたします。このたび、秩父市長がかわられました。このことは秩父郡市を1つの枠組みとした合併について再び検討するきっかけになると思います。町長はこのことについてどのように考えているのか伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

秩父市では5月に久喜市長が誕生いたしました。かねてより皆野町と協議を進めてまいりました合併協議につきましても、残念ながら断念をするという新聞報道で見受けたわけでございます。秩父市においては、市町村合併の次のステップとして、定住自立圏構想の中心的な役割を担います意思を明示するために、3月に中心市宣言を行ったところであります。この構想は、少子高齢化、人口減少、厳しい財政事情など現状をしっかりと見据え、安心して暮らせる地域をつくっていかうというものでありまして、秩父郡市1市4町で構成する圏域が互いに協定を結び、生活機能の向上を目指していくというものであると思えます。このような状況から、早急に市町村合併を推進するという流れではなくなっているというふうには考えているところでございます。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 簡単に答弁ありがとうございました。

定住自立圏構想というのは、今、町長が言ったように、私は最終的に秩父郡市の合併が進まないで、この定住自立圏構想が出てきたのではないかなと解釈をしておりました。内容についても、本当にこの郡市1つが手を結んでいろんなことをやるというのが大まかな目的だと思います。

そこで、皆野町が秩父市から断られたというのは、私も先日議長会でいろいろな方とお話をさせていただきましたが、皆野1つで来る。例えば郡が小鹿野も長瀬も横瀬もあるうち、皆野1つで来て、またここで協議をして、またそれが終わると次が来るのではなくて、1遍のほうがいいのではないかという意見の方もありました。そこで、町長、皆野が返されたから、今、合併する機運でないのではなくて、まとまってやるのなら秩父市も真剣になるのではないですか。この定住自立圏構想というのは、私は秩父市に働くところがあるのならいいですよ。そこへみんなが集まって、これからよそへ出ないで働くという、そういうのならいいけれども、秩父市だって、今、多分苦しいのだと思うのです。働き手をでは秩父市で賄えるかといったら、今後その働く場所から考えなくてはなので、栗原さんでは嫌だとか、前の市長では強いからとかというようなニュアンスで私聞いていましたけれども、今度久喜さんにかわって、町長は合併について雑談でもいいから話をしたことがあるか、する気があるのか。今後この長瀬という町を町長は、この7月、来月ですか、町長選挙で3期目へ行くのだという意思表示をしました。

そこで、この合併やら、合併を通じてこれからこの長瀬町では秩父市と合併しないでやっていくのであれば、どんな本当に町にする気があるのか。長瀬町の長期振興計画、これは町長、8年もやったわけですよ。そのうち振興計画は途中でつくったということなのだけれども、この8年で果たしてその目的にどのくらい向かっているか、合併絡まりでこの町をどういうふうにする気があるのかお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 合併についていろいろな意見があるのは当然だというふうに思います。しかし、私は自治体が大きなところにくっつくということが最善の生き残りの方法だということを考えているわけでは

ありません。それぞれの地域が自分たちの力を発揮して、地域の住民と一緒に手を取り合って、その小さくても温もりのあり、そして顔の見えるということを申し上げておりますが、そういう町をつくることも大きな大切なその要素の一つだというふうに考えています。それで、財政的な問題もあります。この前からずっと申し上げていますように、小泉構造改革というのが光と影といいまして、より日の当たるところに光を当て、日陰なところを暗くしたという大きな財政的な問題を抱えてきておりまして、そういうことにつきましては、今、自民党でもその軌道修正をする。麻生内閣でばらまきに近いような状況を逆にしていくわけでありまして、そういうことを考えますと、その地方の集合体が国家なのだという思いを持たないで、国の存在はあり得ないというふうに思います。だから、財政的なことだけではなくて、組織、それから地域、そのあり方というのは、もう一方考えていかなければいけない。秩父が1つの山間地でありますから、「秩父は一つ」という考え方もあながち間違っているとは思いませんが、だから合併をしましょうということではなくて、今度定住自立圏構想の中心的な宣言を秩父市で行いましたが、このことも栗原さんのときは「秩父は一つ」にするということが基本的な理念だったと。しかし、久喜さんはそこで一歩立ちどまって、その皆さんといろんなことについて意見の調整を図りたいと、その先にもし合併があるということであれば、それは喜んで受け入れたいというのが基本的な考えのようであります。栗原さんと違う考えを当然持って選挙を戦ったわけですから、1回立ちどまって考えてくださいというお話はこちらからも申し上げました。その先に皆さんの意思が固まるということであればというふうな意見が私たちの首長の中でもあります。しかし、それはことし、来年とか、そういう問題ではないと。いろんなものをお互いに協力し合いながら、その先に合併があるかどうかというのは、これからの検証とお互いの信頼関係が醸成できるかどうかというふうに考えております。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 大体町長の考え方はわかりました。この合併問題は、私も早急に「秩父を一つ」にするのではなくて、町長が3期目をこれからやっていくのに、どんな町を目指しているのか、これを聞くために私質問をさせてもらいました。久喜さんの考え方も私も新市長になってからお話もさせてもらいました。財政だけの問題ではないという話で、私は前も合併問題で質問をさせてもらいましたが、長瀬の住民の財産を守っていく。そういうことからして、どの道をどの方向に執行部が向かっているのか、思いつきで行ってもらっては困るので、どんなビジョンを持って町長が町をどの方向づけに進めていくのかを私ここで聞きたかったのです。

文化的な問題も、やっぱり町長も「秩父は一つ」という考え持っているのもよくわかりました。この長瀬から秩父市内に入れば、文化的な面でいったら、秩父屋台囃子を打つのです。寄居に行ったら、もう秩父屋台囃子は通用しないのです。もうよその全然関係ないあれになるのです。だから、私は秩父郡市で大澤町長が郡部ですよね、小鹿野、皆野、横瀬、これをリーダーシップを発揮して、秩父と対等にいろんな話ができるように、先ほど新市長と話をしましたかということ質問させてもらいました。本当に長瀬を町長が持っていききたい、その小さくても温もりのある町というのはいいでしょう。本当に町長がそういうふうにしていくのであれば。

最後に、今もうこれで3回目の質問ですから、合併は一、二年でやれと言っても無理でしょう、今こういう状況ですから。町長は本当に今後やるのなら単独でやるという号令がかかれば、ここにいる議員だって、一生懸命そういうふうにするでしょう。きょう聞いている方もそれなりにそういう行動をとると思います。財政的な面だけではないいろんなことを考えて、今後合併、町長はどのようなふうに考えているか、

はっきりと、はっきりは言えないでしょうね。今後どういうふうにするか、もう一度お願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 財政的な面では、3年ぐらい前に底だったというふうを考えておまして、これもやり方というのがあるということをつくづく実際に自分でやってみて、お金がないから人に頼るということではない。自助努力というのが大切なのだというのを経験で感じました。そういうことから考えまして、今ばらまきという国の政策の中で、私たちはここをしっかりと財政的に自分たちの将来構想を考えていかなければいけないというふうを考え、今それぞれの課長と1対1でお話をしながら、今がチャンスということをお願いして、共通の認識を持とうとしております。合併につきましては、私は秩父が今1市3町村、4つで合併しました。しかし、この結果は必ずしもいい方向にしているという話は、特に合併をされた秩父市以外からお聞きいたしております。

そういう状況から考えまして、私はしばらくの間はこの町が長瀨という超有名なブランド、それから観光地という大勢のお客さんがおいでいただく。たまたま「つばさ」というその連続テレビ小説等の舞台にもなります大きなその長瀨を発信する機会だというふうを考えておりますので、しばらくはこのままで小さくても、先ほど申しあげましたように、お互いの心が通じ合える、顔が見える、そういう町をつくって、温もりのある町にしていければいいのではないかと。私はよく県のほうへ行っても、埼玉県で一番小さな町、長瀨町の町長でございますという話を申し上げます。しかし、小さいからだめだと思ったこともないということも申し上げております。小さくてもそれぞれのお互いの利点がわかり合えるようなまちづくりをするというのは、私はヨーロッパ型の社会の過去から、これからのことも考えますと、そういうのも大きな見本になる、日本が市場原理主義というアメリカナイズされた状況が今の経済的な危機、それから文化的な危機、人種的な危機になっているというふうには承知をしております。ですから、アメリカのまねだけをするのではなくて、日本には日本古来のいいところがある、そういうことから考えますと、先ほど申しあげましたように、地方の集合体が国家なのだという認識を国に携わる政治家がそれをもう一度持っていて、原点に戻っていただくということが大切なことではないか。その先に合併ということがあるかないかということは考えていってもいいのではないかと。慌てることではないというふうには考えているところでございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） では、規定どおり次の質問に入ります。

長瀨町観光協会について、地域整備観光課長にお伺いいたします。法人化された観光協会の業務は、当初の見込みどおり、滞りなく進められているのかどうか、現在の状況を伺います。

また、今後の町の支援について伺います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 関口議員の質問にお答えいたします。

長年の懸案でありました長瀨町観光協会の法人化につきましては、本年4月に一般社団法人長瀨町観光協会としてスタートいたしました。新事務所を長瀨駅前観光案内所内に設置し、事務局長たる責任者1名、専任職員1名、パート職員2名、これは1日1人の交代勤務で協会の運営を行っております。現在観光協会が当初の見込みどおり滞りなく進められているかのご質問でございますが、観光協会の新体制づくりについては、発足が4月1日で桜の開花に伴う観光のトップシーズンと重なることもあり、警備の段取りやライトアップなど大変忙しい業務を進めながら、事務引き継ぎやシステムづくり、そして新職員の教育

もしながらということで、ある程度の体制が整うまでに数カ月は要するであろうと考えておりました。しかしながら、町が考える以上にうまく運営されており、早いペースで新体制づくりが進められていると認識しております。4月から観光案内業務については、昨年までは案内所には職員1人しかおらず、電話回線も1回線しかないということから、電話が繋がらない、また電話対応が優先されるため、来客への対応がおくれるなど案内業務に不便を来していましたが、4月から案内所職員のほかに、観光協会の職員が派出されたことにより、電話の対応、来客の対応等案内業務については、きめ細かく親切な対応ができ、法人化され、協会事務所が案内所に設置されたことが大変よい結果につながり、よりよい観光案内業務ができております。

また、従来の観光協会の運営につきましては、夏の船玉まつり、春、秋のライトアップ等で、その年間を通した業務が滞りなく続けていけるかでありまして、今後協会の運営が軌道に乗り、新たな事業も計画、実施され、近い将来自主運営が期待できるものと思います。

また、今後の町の支援策についてですが、法人化されたことで、すぐに結果があらわれるということは難しいと思います。町の支援等により、本当のひとり立ちができればと考えております。観光協会は、観光の町長瀬の中心的な団体でありますので、今後スムーズに運営できるよう町としても最大限の支援をしていきたいと考えております。今後町と一般社団法人長瀬町観光協会は、イコールパートナーとして協働しながらさらなる長瀬観光の発展に向け進んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 染野課長も私の質問に、今いろいろ文書をつくって答える準備の期間、大切な時間を費やしていただいて、本当にご苦労さんでした。今言ったことは、もう大体文書にやらなくても、すらすらと言えることだと思います、今まで言ってきたことですから。

そこで、では私の再質問でお聞きをいたします。観光案内所の運営が観光協会の事務運営が滞りなく今できているというお話が1点と、支援策について聞いたのですけれども、いろいろ言ってもらったのですけれども、その2つについてお聞きをいたします。

まず初めに、観光協会の運営について、事務局長が観光協会の役員が事務局長になってやって、給料を取っている。これは観光協会員ではなく、全然関係のない一般住民から見れば、自分のうちに水を引く仕事を何で給料をもらってやるのだという話になりませんか、課長。それから、その下で働く方はいいですよ。今まで職がなくて、観光協会のこの仕事につけて。働かせてもらう。一生懸命働いています。私がおもう2回駅前のイベントに秩父鉄道あるいはJR東日本から頼まれて行ったときに、いろいろ一生懸命動いてもらっています。だけれども、その400万の人件費で、今言う4人が一生懸命働いているのだと思うのですけれども、大事な税金を投入してやってもらうのに、観光協会の中で給料を取りながらやってもらう。片手間で給料20万ですか。ちょっとこれは払い過ぎではございませんか。専任でそうやっていて、この前も言ったように、ミシュランガイドに載せるために東京のほうへ出張で行って長瀬をPRしてくる。羽田空港や成田空港に行って、長瀬をPRしてお客さんを呼ぶ。観光業者と接点を持って長瀬のPRをすれば、そういったのでこれだけ必要かなと思ったのだけれども、今言っていることは、今までやっているのとはほぼ同じではないですか。それだったら指導ができるまで職員が今までどおりやったら、今までやったのだから、今までやっていたのも1年や2年ではなく、もう長くやっていたのだから、私が前回の3月議会ですか、で言ったとおり、ちょっとこの使い方はおかしいのではないですか。まずこれが1点です。

それから、支援策について、具体的に今、染野課長からいろいろ出ていませんけれども、観光協会については、よその観光協会は例えば大宮の観光協会は氷川神社を一括して観光協会が運営して、利益も使うと。それから、水戸の観光協会は水戸の偕楽園を水戸の観光協会が自主運営をして、いろいろ利益をとって、協会の費用に充てているというのを私もちょっといろいろ調べました。ほかにもあるのですよ。だけれども、この長瀬はもう駐車場は民間の駐車場屋さんでできているから、長瀬町観光協会がどこか駐車場を開いてやろうと言っても、民間圧迫になっていくと思うのですよ。前に出たのが、占有権を使って、ライン下りのほうからお金が多少観光協会に行くということだったのです。それは今でも違っていませんよね。例えばカヌーだとか、ボートの大きいやつ、あれで下ってくる業者は、川を占有しないのだから、あれは取らないという説明だったですよ。私に言わせると、例えばではカヌーだの、ボートが好き勝手にみんな下ってきて、荒川幅いっぱいになってしまった場合に、ぶかぶか、ぶかぶか浮いていたらどうするのですか。ライン下りは占有権を使って掘ったり、スムーズに流れるように占有権でカバーしているけれども、ほかのものについては、一切やっていない。これトラブルのもとではないでしょうか。例えば新しい業者が長瀬はよくなってから長瀬へ行こうとやってくる時に、その決め事が何も無いわけではないですか。この前も私言ったけれども、カヌーならカヌーの協会で、きちんとした免許業者を持ってやるのだという、名前は言えませんが、あるカヌーの責任者の方が私に話してくれました。本来こういう資格を持ってやっていないと危ない、危険なときにこういうことができる、できないがある業者だから、ただ単に来てもらっては困るのだよねという話も以前地域整備のほうには私話をしてあります。そういうことで、観光協会について支援策、町では今後どのように考えているのかお聞きします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問の事務局長が役員で給料をもらっているというご質問の内容でございますけれども、今現在、専務理事の肩書きの方が事務局長の事務取り扱いという立場で事務所のほうに勤務しているという状況でございます。観光協会のほうでその給与、手当と申しますか、その辺のところは決定して支払いをしているようでございます。明確な数字というのは、ちょっとこちらでは月額幾らというのは明確にはちょっと把握していませんけれども、そういう毎日勤務をしているということで、そういう手当を出しているということは承知をしているところでございます。勤務のその代償という形で聞いておりますけれども、その辺のところはそういう形で行っているということで承知はしております。

それと、支援策の関係でございますけれども、ライン下りの関係でございますが、ライン下りにつきましては、船着き場がどうしても固定のものになりますので、船の発する場と着する場、それと航路のところをどうしても定められたところを通るということで、その場所を通るのを占有という形でライン下りのその船を流す業者の方は占有するという形で、その占有をする許可金を納めていただくという形になっておりますけれども、ラフティングの関係につきましては、河川がどこからも入れて、発着所が必要ないということもありますので、ラフティングのほうは自由に荒川が使えるということで、占有のその協力金のほうは徴収はしていかないという形になってございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） ご指名ではないのですけれども、何点か補足をさせていただきたいと思っております。

初めに、案内所運営並びに協会の運営ということですが、事務局長に協会の役員がなっているの

はおかしいのではないかという関係につきましては、募集をかけたところ、責任者になるような人が応募がなかったと、課長は言わなかったのですけれども、あくまでも町のほうに聞いていたのは暫定ですよ、しばらくの間協会のほうで運営していきますよと、責任者を。そういう話を聞いております。

それと、片手間というお話もあったのですけれども、うちのほうが理解しているのは、8時間以上の勤務をしていただいているということで報告は受けております。

それから、町の支援策の中で、具体的に課長のほうからなかったと思うのですけれども、前回は皆さんからいろいろご質問されました3カ年の話、あれは町の支援策としては3カ年、前回は絶対かどうかなんていうお話ありましたけれども、約束ですから、3カ年は資金援助もしたいと思っています。

それから、占用権につきましては、地方公共団体でないといけないと、こういう県の指導がありまして、町がとったわけなのですが、皆野町が観光協会ですか、やっぱり。観光協会に親鼻橋の下の駐車場をまた貸しできるというようなことを県の指導によりまして教えていただいて、町のほうから観光協会に委託を出していると、こういうことで理解していただきたいと思います。

それから、ラフティング等の新しい業者が入ってきたときの対応ということなのですが、長瀬町は幾つかあるようだけれども、何かラフティング協会という何か協会ですか、その小さな業者が集まって協会をつくっているようです。その中でいろいろな決まりというのですか、規則というのですか、私ちょっと見たことないのですけれども、そういう規則があるようでございます。だから、それに基づいて新しい業者が参入するときには、そういう人たちが対応するのではないかなという考え方を持っております。関口議員が心配している大勢のラフティングだとか、そういうのが川いっぱいになったときにどうするかというようなお話なのですけれども、本来はそういう状況になっては困るわけなのですけれども、河川そのものは、河川自由使用の原則というのがあります、どなたでも使っていいですよというのが何か原則らしいので、だから町のほうからラフティングはだめだよだとか、そういうのはなかなか言えるような立場ではないと思います。危険防止等においては、逆に夏になるとそれは山岳救助隊だけ、山岳救助隊等の警察官が2名長瀬には常駐しまして、そういう危険なことが起こらないように監視というのをさせていただいているような状況でございます。

ちょっとまとまらないのですけれども、メモ書きで幾つか抜けたところを回答させていただいておりますので、落ちがありましたら、またお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 最初から参事が答えれば大丈夫なのです。だから、今回もこの質問にだれかあったけれども、課のやり方がおかしいのではないのですかというようなのが、その質問する方はよく聞いてやってください。今、課長が言っても、次、参事が出てきて言ったほうがもっとわかりやすく言えるのだから。

では、私の3番目の、3番目というか、今の2番の最後の質問をさせていただきます。観光協会の専務理事については、一般会社では専務理事は有償、これはいいですよ。でも、観光協会が法人化になって、専務理事は有料でやって、では例えば一般の観光協会の人作業したときのは無償、これは観光協会内のことでしょうけれども、8時間ぐらい働いてもらうわけだとか、いるわけだとかと言いますが、私も今よく長瀬を歩いて、上長瀬の公衆トイレ、一般町民がかりたときにかりられるかどうか、自分で散歩で行って、駅員とのどういう対応をとるか、いろいろテストしたり回ってきて、観光協会の案内所へもよく

立ち寄ります。パンフレットを見ていて、中見ても、専務理事に私は観光協会のところで行き会ったのは、私がイベントに行った2回、それ以外はあと散歩で行ったときは、たまたまいないのでしょけれども、そういう状況ですよ。だから、監督をよくしてもらわないと困るわけですよ、税金投入しているのだから。本当に今若い人たちは税金を納めるのがいっぱいいっぱい、ただ簡単に400万だよとやっていますけれども、今の染野課長の話なんか聞いていると、全然人ごとのようではないですか。税金400万くれて、あとは観光観光協会に任せてあるからというような言い方、もっと監督ちゃんとしてくださいよ。

最後に、ではそのライン下り以外のものがぶかぶか、ぶかぶか浮いてしまった場合は困るというのは、それはだれが考えても困ります。だけれども、その対処の方法を今しておかないと、例えば以前の漁業組合とライン下りのトラブルと同じようにまたならないですか。平参事には私と同僚で勉強している者を一緒に平参事とお会いさせて話をしたときにも、これ法律つくっておいたほうがいいですよという話をさせてもらいましたが、あの観光協会で絶対トラブルなんかはうまくできないし、「山岳救助隊がやるからいいやい」ではなくて、もう町がこの荒川というものを漁業組合だって快くライン下りが発着、それから下流の終点までの間は禁漁区にしてもいいよと言ってくれるぐらい好意的に漁業組合だって気を使ってもらった話ですから、だからこのラフティングだとかカヌーがうんと来ては困る、だけれども、来るかもしれないですよ、いいところなのだから。本当に川幅いっぱいぶかぶかやっていて、ライン下りの船頭が「おい、どけ」と言ったときに、いい気持ちしませんよ。そういうことで、最終、まとめてください。地域整備観光課長、そこでちょっと待っていてもらって、参事がお答えしてくれたのでいいですから。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 課長のほうも答弁はしっかりしているはずなのですが、ちょっと長くなってしまっているので、要点をうまくできればいいと思うのですが、これから徐々にそういうふうになっていくと思いますので、ひとつお許しをいただきたいと思います。

事務局長の関係につきましては、ただ見ているだけではなくて、うちのほうも時々4月から6月の初めまで11回ほどお邪魔させていただきまして、これはすべて私ではありませんけれども、監視という言い方が正しいのかどうか、意見交換会等させていただいております。どれだけの勤務をしたとか、そういうことにつきましては、当然町が補助金出していますので、実績報告等が年度末に上がってくると思いますから、そこで精査させていただいて、強く指導する場所があれば、部分というのですか、それにつきましてはそのように指導していきたいと思います。行ったときにも、関口議員からこういう質問があったというようなお話は当然観光協会のほうにもしまして、正しい指導というところとちょっとおかしいのですけれども、しっかりした指導を町のほうもしていきたいと思っております。毎月何回でも行くようにしていますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、ラフティングの関係、ラフティングの関係につきましては、町にここ使ってはだめだよという法律的に、関口議員にも話ししましたけれども、町にないのですよね、権限が。1級河川ですから、当然国が管理しているわけなのですけれども、そのためにラフティング業者そのものも生活がかかっているわけですから、自分たちで協会をつくって、内部的な規則をつくって、大勢来たときには、川で遊ぶ人たちに迷惑かかるだとか、その辺も考えて規則が多分できているのではないかと思うのですよ。近いうち、たまたまい質問が出ましたので、協会のほうへ行って、私のほうもそういう規則というのですか、決まりというか、ちょっとわかりませんが、そういうのができているというお話は聞いていますので、見せていただきたいと思います。とにかく町として使ってはだめだというラフティング、カヌーについて

強制的な権限はありませんので、ただ困ったということだけなのですけれども、そのような関口議員が想定したようなことが起こったときには。ただ、船下りについては占有権がありますので、ちょっとそこどいてくれないかだとか、そういうことは言えるのですよ。カヌーだとか、ラフティングは、例えばそこどいてくれないかだとか、そういう権限は全くないと。魚釣りをしていれば、どいてくれないかだとか、そういう権利はないのです。ライン下りなんかになりますと、その航路の何メートルという許可をもらっていますので、その範囲内ですと、どいてくれないとは言わないでしょうけれども、どいてくださいというような、そういう権限は有しているわけでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） では、次の質問に移ります。

3 番、霊園の設置について町長にお伺いいたします。今年度から墓地等の経営許可等の権限が町に移譲されました。これにより今後町の霊園を設置する考えがあるのか伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

ことしの3月の議会のご承認をいただきまして、長瀬町墓地等の経営の許可等に関する条例を設置させていただいたところでございます。この条例は、墓地埋葬等に関する法律の一部が県から町に移譲されたものであります。今後町営の霊園を設置する考えがあるかというお伺いだと思いますが、特に今回の権限移譲によりまして、町営の霊園を設置するということは考えておりません。この権限移譲は、公共団体、公益法人等が墓地を新たに設置する場合、または拡大等をする場合における許可権限が県から町に移されたというもので、町営霊園については、この権限移譲される前にも設置を考えていけば、設置ができたものであるというふうに理解をしております。

したがって、この以前からもう町営霊園の設置計画がありませんでしたので、検討もしていませんし、現在も設置計画はありません。しかし、今後設置の機運が高まったという場合には、霊園の設置が必要かどうかということの検討から始めていかなければいけないというふうに現在は考えているところでございます。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 町長、さっきのこの霊園については、合併問題、それと2番の観光協会のことにも絡んでくるわけなのです。町長は合併問題は小さくても、大きくしなくたって小さくていいではないか。観光協会に支援策、これなんかもうナイスタイムリーではないですか。これから後で考えるなんていったら、町長、もし民間でこれ許可がすぐおきるなら、すぐみんな手出しますよ。だから、私はさっき町長に今後のまちづくりどういう考えをしているのですか。例えば財政問題だけではないですよとかといろいろ出ている中で、この墓地の話なんて、今もすぐすぐ手をつけていかなかったら、遅いのですよ。私はもうこの議員になるときに、初めての質問を町長に霊園の質問をさせてもらって、その前に町長と会食をしたとき、町長はおれも議員やっているときに、この霊園はいいと思ったという話だったので、ああ、おれの意見正しいのだなと思って、今までもずっと信じて霊園を考えています。ましてや観光地長瀬で売っていくのであれば、例えばライン下りは雨が多過ぎたり少なかったらだめ、ハナビシソウが今、長瀬のメインだそうだけれども、私も散歩で見に何回か行っているけれども、本当にあそこで日曜日なんかやっている方は大変だなと思っています。

私がある方から聞いたのですけれども、長生館にたまたま来たお客さんなのです。道を聞かれ、話をしたときに、「あのハナビシソウは、電車から見たハナビシソウが花の里ですか、すばらしいですね」と言っていました。私さっき村田議員に聞いたら、1人で、1人でというか、皆さんに手かしてもらってやっていると言ったけれども、あんなにきれいに少人数でさっとできるのですよ。だから、花は本当にワンシーズンもたないで、本当に小さな期間だけ。だったら町長、私前から言っている公園つくったほうがいいですよ。公園作りましょうよと言っているけれども、この霊園なんかもう全部ひっくるめる話ではございませんか。例えば墓地にしても、こういう聖地公園のような墓地ではなくて、長瀬は観光霊園だから、例えば芝生の霊園でもいいでしょう。それと今はやっている花を植える霊園や木を植える樹木墓地、いろいろあるわけですよ。そうすれば年にその墓地を買った人は4回ぐらいは来るわけですよ。ライン下りに来て、はい、調査してみてくださいよ。年4回来る人なんていないですから、ほとんど。

私も私ごとで申しわけありませんけれども、私の父親の法事を先日行いました。そうしたら、長瀬のある業者さんから、「何で関口議員はほかで法事やってきてしまう。長瀬を使ってよ」と言われました。私は聖地公園にお墓を持っています。そうすれば法事をやる、何かをやるといったときに、墓参りに来てもらったお客さんはみんなその聖地公園にある例えば農園ホテルや、あとあそこへ何軒かあるでしょう。ああいうところでやってしまうのですよ。だから、この霊園をつくって、観光協会に管理をしろよと言えば、墓地を買った人は法事やお墓参りに来たときに、そこでお客さん呼んだ人は、そこで食事会なりなんなりして帰るわけですよ。そうしたら経済効果もあるわけです。花を町長、好きですよ。ハナビシソウは町長の案で始めたことですから、ハナビシソウでもいいではないですか、お墓に花が咲いていても。

あのプールの跡地、あれは壊せない、壊せないと言っているけれども、本当に財政が、町が何とかできるのであれば、あれ何とかできるのではないですか。今一たん金属が高騰したのが低下して、また少し上がっています。今崩して売るとなれば、相当またいい金額で今も売れます。そういうこともいろんなことを加味して、早く手打つべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 秩父の霊園墓地の話がありましたが、これも年数がたってくると、なかなかその墓地を購入した人が整備費というのですか、それを払わない。話を聞き及びますと1割近いような人が管理費を払っていないというようなことがあるという話を聞きました、それは去年ですけれども。墓地と観光地というのがイコールなのかどうかということについても、私は非常にいいことであります。先祖を守る。それでそれを守ったり、お祭りをしたりすることはいいことですが、現在の状況ではそういう空気が町の中に来ているわけでもございませんし、醸成をされていることではないということから考えまして、今基本的に町からそれを具体的な提案をしてやるという状況ではないというふうに私は考えております。そういう機運が先ほど答弁で申し上げましたように、あるときには考えていかなければいけないだろうということは基本的に考えております。ただ、その霊園のことにつきましては、よその、小鹿野の人からの話ですが、いろんなまやかしの業者がいるから気をつけたほうがいいよという話は何回も聞いておりますし、そういうことのないように心がけていきたいと思いますが、そういうような状況を勘案して、こちらから具体的に、積極的に霊園墓地について今そう手をつけていこうという考え方は持ってはおりません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今の答弁で、私がここで熱を振るって墓地の話をして、すぐすぐ町長の考えが、

ちゃんと線がびんと張る状況にないということで、この質問はここでやめたいと思います。

次の4番目の質問に入りたいと思います。事業の経過説明について町長にお伺いいたします。町道9号線や岩田の農村工業導入地域周辺の道路整備は、虫食い状態で先に進んでいない状況にあります。こうした事業が未完成であることについては、その理由を町民に説明する必要があると思いますが、考えを伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 2本の道路のことについてのご質問でございますが、まず最初に町で実施いたしました幹線9号線につきましては、工事が完了しておりますけれども、これは関口議員にもお骨折りをいただいたという経緯がございますが、県道長瀬停車場線の拡幅工事が一部地権者との用地交渉が難航いたしまして、用地買収が不可能なため、工事が完了しておりません。このことについては、いろんな問題がありますし、これから平参事のほうから経過につきましては、報告をさせていただきます。

これは基本的に県のほうでやっていただくことになっておりまして、実はきのうも、けさも岩崎県議のほうからご連絡をいただいて、その県議のほうで話を詰められるような方向になりそうだというお話をいただき、非常にありがたく期待をしているところでございます。

それから、岩田の長瀬玉淀自然公園線の拡幅工事につきましては、今虫食い状態になっておるのはごらんのとおりでございまして、拡幅する予定のところというのは、全部道光寺の檀家の共有地になっておりまして、これがトラブルがありまして、10年以上の裁判が行われ、和解の勧告を受け、和解をしたところでございますが、62人という大勢の共有者がいるために、その共有者の相続がなかなかできないということがあって、平参事が今答弁これから補足説明させますけれども、その中でこちらからの県土整備に対する提案もいたしまして、そのことに沿ってああいう形になったわけでございます。細かいことにつきましては、平参事のほうからご説明を申し上げます。いずれにしても、これからも県土整備と連絡をとり合いながら、あのことにつきまして、道路のことにつきましては、両方とも積極的に早目にこれを道路を拡幅するなり、土地を買収するなりして、皆さんの利便に供したいというふう考えているところでございます。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○1番（関口雅敬君） 平さん、あと5分20秒しかないので、なるべく手短にやってくれないか。もう一回聞かなくてはだから。

○参事（平 健司君） 先ほど町長が申し上げたとおり、岩田については60人共有と、全く相続ができないのが9人おりまして、それについては、ちょっと法律が改正されなければ、永久にちょっと所有権移転は無理だろうというようなことでございます。ただ、53名の方については、当然相続が終わっているわけですから、何とかしたいというのが町の考え方でありまして、登記所のほうとことし1月からずっと詰めていまして、ようやく3月の下旬に分筆登記ができました。分筆登記ができますと、持ち分登記がこれからできますので、埼玉県が約七、八割の所有権を持つようになりますので、それが済みますと虫食い状態の土地については工事が始まると、このように県から聞いております。

それから、はしょってご説明、あと1点させてもらいますと、上長瀬の幹線9号、あれにつきましては、きのうの夕方、5時過ぎだったのですけれども、秩父警察のほうから連絡がありまして、きょうは公安委員会、右折解除の公安委員会が開かれるそうです。そこにおいて右折禁止の解除ができれば、即日右折禁止の解除ということになるそうです。即日、電話が来たらすぐ規制の標識等をとってくれというお話があ

りましたので、そういう手配は今しております。それから、前出た大型進入禁止、あれにつきましては、県道と町道のちょうどぶつかるころのカーブがきつくて大型はだめなのですけれども、従来の上長瀬停車場線のほうからでは大型車は入れますので、ひとつこの辺でご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） ちょうど時間が目いっぱい、質問回数もこれで終わりだと思うので、時間まで済みません。

それでは、今話してもらった両方というか、この2つだけではないのですよ。このいろんな町長政策でやってきているのだけれども、こういう虫食い状態なのを途中で終わっているようなことがあるから、本当は全部聞きたいのだけれども、全部聞くと1時間のこの質問では無理だから、代表的な最近私が質問した2つを出しているだけで、まだ若者定住だとか、そういうもういろんなことでいいことをうたって始めたけれども、途中で終わっている状況にある中で、この2つをえりすぐって質問させてもらっているので、まず9号線、あそこをいつもこういうふうに質問出すと、その日の朝だとか、電話が来たとか、ゆうべちょうど電話したところだとかという話があるのですけれども、いいことですよ、解決していくことについては。

説明責任がされていないというのは、荒川の地権者が最初悪くなっていたと。だけれども、その荒川の地権者はオーケーだけれども、今度地元のその地権者の方が大澤町長が岩田の病院の院長のうちつくるのに土地貸してくれないかと来て、そのときに何か気分を害したとか、いろんなそういう理由向こうの方は言っておる。だから、この前懇意だとか、懇意ではないとか、知り合いだとかというので、私が訂正させてもらいました。だから、町長が今度は県に任すと言っているけれども、それなすりつけではなく、県がやらないと言ったのを町長がやると言ったのだから、最後まで町長がやったほうがいいのだと思うのですよ。この前の議会では、県にお任せするのだという言い方しているから、いろんな方がどこでどうになってしまっただめなのかがわかっていないのですよ、町民の方でも。ここに来ている方は、もう町政いろいろ本気でやってくれる方が来ていて、こういう方に聞いてもらえば、そのある最後の木が出っ張っているうちの地権者がそうだというのを知っている方は多分少ないでしょう。きょう新井議員にも聞いたら、知らないようなことを言っていたので、そういうことを説明がされていないのがおかしいと。

工業団地についても、工業団地つくるのだと言って、私も工業団地つくるのならいいよと賛成した口なのだけれども、その後全然アクセス道路が変わらない。ある方は、ホンダが来るのではないかなという話も出ていたようですけれども、つい最近県道整備があれ敷いたのですか、再生砂利を。白いのを。余計危ないですよ。あれ遠くからこの間私は大型車で、ああ、前からちょっとよろよろする車が来るから危険だからここへとまっていて待ってしようかなと待っていたら、前の車とのすれ違いで、あの白いところへ突っ込んでいく人がいましたよ。それで、トラブルになっています。私もおりていって、誘導してやって、通ればいいではないかというのでやったけれども、ああいう虫食い状態にしておくのが余計危険ですよ。遠くから見れば、白く色が変わっているけれども、今、パイロンも置いてあるけれども、通れるように見えるのですよ。だから、あそこへ工業団地つくったのも失敗なのではないのですかと。東京電力であそこを工事しましたよね。そうしたらある飯場の方と私話したのだけれども、あそこへ工業団地本当につくる気があるのかいなとその人は言うわけですよ。うちでこの駐車場をここだけ借りたいと言ったら、もっとうんと広く借りてくれと言われて、親会社から借りろと言われて多く借りてしまっただけで済んでいました。

○議長（齊藤 實君） 関口議員に申し上げます。時間もう過ぎましたし。

○1番（関口雅敬君） 時間。最後に、ではそこでお答えを聞いて終わりにします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 砂利を敷いて非常に危険だというお話がありました。これは県のほうの考え方で、登記をするための前段として、こういう道路ができますよという形をつくるための敷き砂利をしたというふうに聞いております。ですから、その危険を早く解除するためには、道路の登記が終わって、それからできない人のことをどういうふうに県がするかという決断ができれば、この話は解決するということがあります。

工業団地のことにつきましては、染野議員から質問がありますから、そのときにお答えを申し上げますが、私たちがそれを放置しているとか、そういうことでは全くございませんし、地権者との関係もそういう話は今多く借りてほしいとかというような話については初めて聞きました。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤 實君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、ただいま10時半ですね。11時半までは私の時間でございます。

では、まず1番目の組織改正の検証について質問したいと思います。平成19年4月1日から組織改正により、役場の課が8課から4課に統合され、3人の参事が配置されました。組織改正から2年が経過しましたが、問題点や改善について検証されているか伺いますが、どのようにお考えですか。お願いします。

町長。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

平成19年4月の組織改正によりまして、課の統廃合が行われ、これは縦割り行政の排除をしていくことや、簡素で効率的な組織とするため、また町の財政や人口規模等を考慮し、将来的に職員の数が減っていくということを想定いたしまして、この改定をしたものであります。

問題点や改善点についての検証についてのご質問でございますが、複雑多様化、専門化している行政事務に対応するためには、常に組織の見直しは必要だというふうに考えております。現在の問題点につきましては、1つの課の事務の範囲が多くなりまして、担当課長等の対応が大変な場合があります。会議が重なった場合には、参事や主幹等が対応する場合もあり、一つの問題点というふうに考えております。

しかしながら、組織のスリム化により、縦割り行政の排除が一層図られてきておりまして、いろんな届け出や申請などが複数の課をまたがらないで、ワンストップサービスで行うことができる場合が多くなりまして、住民サービスの向上になっているというふうに考えているところでございます。今後とも行政改革大綱でも掲げておりますように、組織や機構につきましては、社会情勢、行政需要の変化に対応した組織機構の見直しを行っていきたいというふうに考えて、現在も来年度に向けてどういうふうにしたらいいか、今から検討しようということで、参事会議でも意見の一致を見まして、これからいろんな議論をして、来年度に向けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問したいと思います。

まず、私は町長が今度また町長に立候補するということで、どういうふうなことが考えられるかというので、今回答はこれから考えていきたいと、見直しは。私参事ができた当時、確かに参事方式はいいかなんて思ったのですよ。ところが、結局助役の人件費は、助役を置かないから助役の役割を参事がするというので、あと町長の代理として他の市町村に行って、あいさつなどいろいろ行くときは、参事の一人があいさつに行くということも知っております。現に郡市の市町村の集まりのときに、平参事が来たこともありますよね。そういうことを見ますと、いい面はあると思うのですが、ただ考えられるのは、近藤参事がながとろ苑に就任しまして、2人の参事になつたと。それで、結局参事の仕事というのは、総合的に見るということだと思っております。それで手助けすると。だけれども、私は役場職員はどういうこの参事方式はどうだというと、陰では私が言ったとは言っては困るから、渡辺さん言わないでくれと。参事の仕事が何か手薄ではないかと、課長をそれよりつくったほうがいい。もっと置いたほうがいいと。4課ではなくて、もっと置いたほうがいいと。特に町民福祉課が町民課と健康福祉課に分かれて、そして仕事が介護保険から町民の健康を守る問題からいろいろあるのに、こういう問題もやはり問題は、課に人を置いて、そこで目いっぱい勉強してもらおうと。何か、あともう一つは、特に感じるのは、地域整備観光課ですけれども、観光課と農業の問題の産業課と建設課が一緒になって、地域整備観光課と、染野課長には本当に私が一般質問するのに、気の毒になってしまうのですよ。こっちもあっちもあっちもで答弁しなくてはですから。

そのとき、今皆さんも傍聴しておる人もいるけれども、参事が手助けして答弁してくれる方は、それはいいのですけれども、やはり課長は日ごろ課ですから、町民が電話しますと、染野地域整備観光課ですか、課長がいないと、課長がいませんから私は答えられません。意見は地域整備観光課長から聞いてくださいというふうになって、何かチームワークとって一緒になってやっているのではなくて、仕事の分担をちゃんとしないと、押しつけになってしまうのですよ、課長に。容易ではないことは課長に言っておけば、議会でいい答弁してくれるだろうというような。

そこで、町長、再質問としては、課長がこんな大変な思いをしているのに、もとに戻して課を細分化して、そういうもとの4課から8課に戻すという問題と、あと参事の問題としては、参事の仕事がちょっと何かあいまい、楽というのではなくて、あいまいなような感じがするわけですよ。やはりそういうこと。

あと、責任問題ですよ。3人の参事は、今2人ですけれども、町長がいないときの決裁は参事がちゃんとできればいいのですけれども、やはり2人の参事がちゃんとできるのかというので、時間がかかるのではないかと、そういうことも言われているのですけれども、その点も。決定権です。

あと、町長、今、皆野町では副町長で参事は置きません。確かに助役もいませんから、土屋副町長がい

ろいろ決裁振るっておりますけれども、町長、副町長形式というのはどんなものでしょうか。町民からも聞かれたことあるのですけれども、長瀬ではどういうふうにしたらいいのか、今後の問題として。

あと、議会の中で私いつも感じるのですけれども、例えば地域整備観光課で、すべての観光、農業、建設、染野課長がやるわけですけれども、主幹ぐらいの人たちがやはりここへ出てきて、一緒になって議会に加わってまちづくりをしたほうがいいのではないかというふうな人もいるわけです。私が言ったのではなくて、余り少ないと、議会がどういうことを言っているかということがわからなくて、そのやってしまうというような問題もありますので、そういうたとえどういう組織になるか知りませんが、主幹クラスが観光の主幹、農業の問題の主幹、あと土木の主幹が出てやる必要、そういうことも考えられるのではないかと思いますけれども、町長はその点についてどう考えているのかについて考えを教えてください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今の話、先ほど答弁で、来年度に向けて検討を始めましたというのは、町民福祉課と地域整備観光課のことを申し上げたわけでありまして、この辺もほかの課については考えておりませんが、この2つをどういうふうにするかということが一つのテーマだと思います。ただ、課長が今のその3つの例えば課を地域整備観光課と3つを重ねてやるというようなことについては、やはりそれぞれの主幹を置いて、その主幹が担当をしております。ですから、主幹に力がついてくれば、当然その人たちを引き上げるということを考えておりますが、その辺がひとつまだ私の考え方からすると物足りないかなという思いがあって今日まで来たわけでありまして。しかし、先ほど渡辺議員のお話もありましたし、私たちも年度当初から来年度に向けてひとつ1年間のテーマとして考えようということでこの間の参事会議で方向性は決まりました。ですから、どういうふうにするかはこれからの問題でございますが、そのことにつきましても、しっかりした結論をなるべく早く出して、そして方向性を皆さんにお示しいただき、ご議論をいただきたいというふうに考えています。

ですから、先ほどのご質問の中で、内部でその仕事を押しつけているとか、責任回避をしているということがお話がありました。そういうことがあれば、非常に大きな問題でありまして、これは公務員の一番の大きな問題点だというふうに、この長瀬町だけの問題ではなく、全国的にそういう問題が起きているという話を聞きます。しかし、この町でそういうことがあってはならない。よく議会後職員にもお話を申し上げて、しっかりした対応をするように話を伝えたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問。

これから1年間、次が町長やれば、いろいろ考えると思うのですけれども、私は役場の仕事の量というのが、町民も私も実際仕事したことないからわからないのですけれども、一番仕事が多いのが、今、町長も言ったように、町民福祉課でも町民課と健康福祉、あと地域整備観光課、今問題抱えている観光協会が、もう観光協会は法人として仕事なくなったわけですけれども、やはり観光、産業、建設は、やはり相当町民の少ない職員の中で頑張ってもらわなくてはならないので、ぜひ検討してもらいたい。

あともう一つは、参事方式というのはいいか悪いかは別として、私も知らないのですよ、参事の仕事がどれだけあるか。だから、全体を見ると言っても、やっぱり副町長のやり方のほうがいいという人もいますのですよ。人件費からすれば、参事を3人雇って、手当あれでしょう。参事の手当、月3,000円ついたのですよね。それより副町長を1人置いて、参事をなくしたほうがいいのではないかという人もいますのですよ。だから、その点について考え方を教えてください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 参事のあり方についてのご意見でございますが、そのご意見は受けとめさせていただきます。ただ、私たちがやっていることは間違っているというふうに私も今考えておりませんし、今、この前、何年か前に助役を置かない、副町長を置かない条例というのを皆さんに議決をいただいております。ですから、もしそれをもとに戻す場合はまた議決が必要ということになります。私はしばらくは、7月に選挙があるわけでございますから、先のことはわかりませんが、私の例えば3選に皆さんのご支援をいただいたとしても、しばらくの間は参事制度廃止する気持ちがございませぬし、助役を置かない条例を副町長を置く条例に議決をしていただくということもまた考えておりませぬ。ただ、内部の組織は、非常に流動的でありますし、国から、県から仕事がいっぱいおりてきます。そういう意味では、非常に今の職員は昔の職員から比べると、はるかに仕事の量が多くなっているというふうに私は感じておりますので、この辺も含めて大きくなり過ぎた課については、これをどういうふうに分けたらいいかということを実際に考えなければいけない。

ただ、課が1つにあるところの利点というのは、先ほど申し上げましたように、窓口が1つで、いろんなことが対応がしてもらえということということが大きな利点の一つになって、特に町民福祉課の場合はそういう利点があるのではないかとこのように私は思っております。そういうことも利点も欠点も含めて検証して、皆さんにまたご提案を申し上げることが来ると思っております。そんなに先にいかないうちに結論を出したいというふうに考えておまして、来年度に向けての方向性を皆さんにお示しいただき、ご理解がいただけるかどうかということのご討議をいただきたいというふうに考えております。

参事職につきましては、その課を統括して、いろいろ指導といいますか、指導という言葉が適当でなければ、協力をして、いろんな意見について課長との相談役になったり、対外的なことになったりします。町長という仕事もかなりその外へ出る仕事が多いわけございまして、5月、6月というのは毎日総会、総会、「ああ、そうかい」というようなことがございまして、そういうことから考えますと、そういうところにも半分ぐらいその参事を手分けして出させていただくような状況になっておりますし、このことにつきましては、対外的な勉強も参事の人にやっていただく大きないいチャンスだと、職員は中にもっていけばいいということではない。大勢の人と会う。それから、対外的な人たちとの接触も必要、これからの将来を考えれば、そういうところを経験することは、職員ではできないことございまして、その辺も含めて勉強になるのではないかと私は考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、最後の質問というか、意見とか、町長の答弁はそれでいいのですけれども、私は思ったのは、町長は要するに縦割り行政をなくすとか、いろんなこのマッチした職員がいろんなことができて、いろんな対応できるような職員をつくるということで、参事方式をやったのですけれども、お願いなのは、結局職員が私は産業、農業とか観光のこともみんな対応できるようにするには、やっぱり今のやり方では、仕事のみならず覚えるようにならないのではないかと。だから、私は言いたいのは、観光は観光部門で1年間やらせる。あと、農業問題は農業問題で1年間やらせるとかとしていかないと、みんな課長に、「私は知りませぬ。回答はできません」と言って、課長になる人がもう地域整備観光課には行きたくないとか、健康福祉課と町民課、ああいうところにはもうすごく忙しくてというのにならないためには、人員の割り振りとかも的確にあと配置も考えてもらいたい。

それで、お願いですけれども、できたら課をもう少しふやして、もとに戻して、議会の答弁側に座っていただきたい。主幹クラスが出てもいいのではないかと考えています。課長をうんとふやすのがいいというのではないですけれども、そういうことはできないのだったら、そういうことも考えていただきたいということで意見を終わりました、次の質問したいと思います。

次に、こども医療費支給事業について質問したいと思います。現在、長瀨町では子供にかかる医療費は、小学校卒業まで無料になっています。しかし、中学校卒業まで拡充している自治体がふえています、今後についてはどのように考えているのか伺います。

そこで、きのう私は6月11日の埼玉新聞を切り抜いて、町長、教育長、担当課長に渡してあるのですが、これの中身を読みますと、70市町村のこどもの医療費支給制度が県内格差最大9年、13市町村中学まで無料と、こういう報道されています。そういう中で、課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

こども医療費対象者の拡充についてのご質問でございますが、平成21年4月1日現在、県内の入通院ともに中学卒業まで支給している市町村は13市町村となっております。長瀨町では今まで小学校就学前だったのを昨年の7月から小学校卒業までに支給を拡充したところでございますので、現在のところ引き上げの検討はしておりませんが、今後財政状況や近隣市町村の状況を考慮して、また検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問したいと思います。

今、埼玉新聞で大きく報道されまして、秩父郡市でも隣の皆野町は中学校卒業まで医療費が無料、入院、あと通院も一緒に無料になったと。これで大変喜ばれております。本来ならば、埼玉県のやり方というのは、小学校入学まで子育て世帯の経済的負担の軽減をするために、埼玉県では小学校上がるまでというのがあるのです。しかし、市の段階でも、鴻巣市なんかは、これに書いてありますように、入通院、就学までだった鳩山町も中学卒業までになったとか、あと鴻巣市、そういうふうになって、やはり今、子育て支援、少子化対策というのは、本当に重要だと思うのです。

それで、町長にお願いなのですが、この間定額給付金について、私65歳になって2万円もらいまして、ほかの65歳前は1万2,000円もらったわけですが、しかし、この間の臨時議会で、役場職員の期末手当が減額されて、大体期末手当、勤勉手当が、期末手当は440万、勤勉手当は140万カットされたわけですよ。あと、町長、教育長、議員、みんな期末手当は6月だけカットされた。今の政治のやり方は本当に腹が立つのは、1万5,000円ぐらいくれて、もう3万以上カットされているのですよ。だから、私は言いたいのは、町長、このやり方について、私は職員の期末手当カットについては反対しましたがけれども、どうですか。ほかの町村でも、自分の選挙の公約として、ぜひ中学卒業まで無料にするということを書いてもらいたいのですよ。問題は、我々が期末カットされたそのお金を何に使うかなのですよ、町長。要するにその減額した役場職員の440万、その金額を違うところに使うのではなくて、こういう子育て、少子化対策に使っていただきたいのですけれども、町長の考えをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お話はありがたく承りました。真剣に検討いたします。ただ、具体的に先ほど課長

がお答えしたことにすべて尽きていると思いますので、その辺は検討はいたします。ただ、6年生まで、中学までという差がございますが、これを見ますと、だんだん15歳までというのが多くなっているのかなという思いはあります。しかし、それぞれの状況を勘案しながら、先ほどのその0.2カ月分のお金をどうするかという問題も含めてなのではと思いますが、私たちはまだはっきり申し上げて、公務員の給与は、まだ地域のほかの人たちと比べれば高いということを職員にも申し上げています。それはみんな税金からいただいている、100%皆さんの税金からいただいているものを給与の源泉にしているわけですから、そういうことから考えれば、ほかのところより高いのいいのかということはいくらも考えていかなければいけないという共通認識を持たなければいけないと思っております。

ですから、そういうことから考えますと、先ほども申し上げましたように、今、麻生内閣でばらまきをやっておりますから、ここが財政の立て直しと、その資金の使い方のチャンスだと思います。1年間しっかり考えて、渡辺さんのご質問にお答えができるかどうかわかりませんが、真剣に検討はいたします。ただ、そういう財政状況を好転をするような手はずを整えば、それは積極的にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私はここで論じるということが大事だというのは、今、新聞でも相当報道されている安心して子育てできる希望ということで、今の我々の息子や娘の年代の人たちは、結婚しない。子供をつくらない。そして、働くことがない。働く場所がない。派遣労働で、そんな人ばかりつくっている。この政治を変えていかないと、はっきり未来がないのですよ。ですから、私は安定した雇用、子育て支援や、あと少子化対策、保育・教育充実など若い世代の切実な願いの実現のために、やっぱり我々大人が一生懸命ならなくてはならないのではないかというふうに感じたので、ぜひ頑張りたいと思いますから、皆さんもよろしく願いますということで今のところは締めくくりしたいと思います。よろしく願います。

次に、3番目の新型インフルエンザ対策について。新型インフルエンザ感染が国内で急速に広がりました。町民も初めての経験で戸惑っておりますが、当町はどのような対策を考えているのかをお伺いします。また、新型インフルエンザの正しい知識の普及と現在起きている状況、対処の仕方について、町民一人一人に情報が届くようにしてほしいが、どう考えているのかお伺いします。よろしく願います。

○議長（齊藤 實君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員の新型インフルエンザ対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、今回の新型インフルエンザにつきましても、せきやのどの痛みなどの器官系の症状に加え、38度以上の発熱や全身の倦怠感を伴い、毎年流行している季節性のインフルエンザと同様の症状であることが特徴でございます。

また、新型インフルエンザの発生状況につきましては、6月10日現在、国内の累計患者数は495名で、埼玉県の累計患者数は4名となっております。けさの報道ですと7名になっているようでございます。当町を含め秩父管内においては、患者発生の報告はありませんので、当町においては、現在感染予防を中心とした対策を講じているところでございます。具体的にはインフルエンザの感染予防として、基本的かつ最も有効的な手洗いとうがいの励行を、防災行政無線放送や町のホームページなどを通じて町民に呼びかけております。また、役場庁舎1階や中央公民館等に速乾性の消毒液を設置しております。なお、当町を含め秩父管内において、今回の新型インフルエンザの患者発生の報告があった場合の対策につきましては、

パンフレットなどを毎戸配布し、さらに注意を呼びかけたいと考えております。

今回の新型インフルエンザにつきましては、極めて弱毒性で、季節性のインフルエンザに使用されているワクチンも効果的なようであり、国内において感染を要因とした死亡者はなく、夏季に向けて鎮静化するものと予想されております。しかし、鳥インフルエンザウイルスの突然変異など今後毒性の強い全く新しいインフルエンザが発生することも考えられますので、そういった場合でも万全な対策が講じられるよう準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） これも私いつの新聞だか、何日か前の毎日新聞のを切り抜いて、これも課長なんかにもこれきのう置いてきたのですけれども、要するに今、長瀬では、秩父郡では今度の新型インフルエンザにかかった人はいないということで安心しておりますけれども、もしもなった場合のことについては、もっと考えていかななくてはならないのは、例えばこれ神戸の人が兵庫県の主婦58歳、これ新聞に投書があったのです。兵庫県の神戸の方だと思えるのですけれども、「新型インフルエンザ患者が拡大したことで、神戸では小中高の休校、イベントなど行事の中止などの措置がとられた。阪神・淡路大震災で打撃を受けた神戸は、再び注目されることになった。自然災害とウイルス感染ではもちろん事情も異なるが、市民生活に関してはよく似た現象も起きた。水不足ならぬマスク不足、マスクを買うために行列など想定外のことであった。風評被害も起きて、私が利用するスーパーでは肉が消えた。幸い1日限りで事なきを得て、震災のときを思い出した。あのときは食料品も求めて近くのスーパーに出かけたが、時は既に遅く、店の棚はすべて空っぽで途方にくれてしまった。こうすることで、大きな災害をくぐり抜けた神戸の新型インフルエンザの対応を他の手本となるよう関係する方々のご努力を思うものです」という投書があったのですよ。

それで、この毎日新聞のも要するに保育園がだめ、小学校も休み、共働き世帯では、ママネットワークを生かしたらどうかとか、会社には休んでくれと言われて、業務の共有化しなくてはならないとか、医療品の確保、有給休暇の取得、年寄りの家庭では、ひとり暮らしについては、高齢者の安否を確認する。だから、いろいろと書いてあるのですよ。この問題については、まだ各市町村、秩父郡市では余り話されていないと思うのです。今これから秋口にまた新型インフルエンザが広がるのではないかとわさされているのですけれども、そこで農家の団体がこういう要望書出しているのですよ。「新型インフルエンザの発生については、県民に初めての経験で戸惑いが広がっているから、正しい知識の普及と現在起きている状況、対処の仕方について県民一人一人に情報が届くように配慮してお願いします」とか要望書です。

あと、「新型インフルエンザ対策全般について、県民に知らせていただき、事態の進展を冷静に見守り、安心して対処できるように広報に努めてください」。

3番目として、「子供、高齢者、障害者の発熱状況の把握に加え、特に埼玉では感染予防を徹底することを充実するように要望します」とか、あと「風評被害にならないように関係方々に強く指導し、要望します」とか、あと、「新型インフルエンザは一時的に終息に向かって、再興するおそれがあり、また新たなタイプの流行もあり得るので、危機管理体制を一層の努力をお願いします」ということで、ぜひこの問題については、長瀬だけ危機管理体制をやるのではなくて、埼玉県、そして町民、また郡市民とともに対策を話し合っていたいただきたいと思います。よろしく要望だけに終わりますけれども、何せ実際に新型インフルエンザに例えば町民の1人でもなれば、もう長瀬では観光客は来ません。そして、学校は休校です。

そして、修学旅行は長瀨は行ったけれども、修学旅行も行けなくなってしまうのですよ。ですから、この機会に私は一般質問の通告出したのは、何かそういうことで議会で話せる場をつくってほしいというわけで質問したわけですから、よろしくお願いします。

では、最後の質問です。駐車場の設置についてお願いしたいと思います。長瀨町観光協会が法人化され、新たなスタートを切りました。その観光協会の事業の一つとして、長瀨地区に駐車場建設を計画してはどうかと思いますが、その町の考えについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

本年4月に一般社団法人長瀨町観光協会として新たにスタートしました観光協会の事業の一つとして、長瀨地区に駐車場建設を計画してはどうかと思いますが、町の考え方はということでございますが、社団法人として今後協会の運営のため利益を得る事業を計画していくわけでございますが、観光協会が行う事業の基本的な考え方としては、協会会員、地元の方が行っている事業は、できるだけ行わないということでございます。

ご質問の長瀨地区に駐車場の建設ということでございますが、船玉まつり当日は駐車場が不足いたしますが、年間を通してみますと、大型連休などを除くと駐車場が不足しているとは思えません。長瀨地区には多くの駐車場を経営している個人、事業所があり、駐車場の経営で生計を立てている人もおります。したがって、先ほど申し上げましたとおり、観光協会としては当面は行わないし、現段階では計画もしていないということでございます。

町営駐車場につきましても、個人経営者が多数おり、経営の圧迫等も考えられますので、観光協会同様設置する計画は現段階ではございません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問します。

私、前、瀧上町長のときに、長瀨駅近辺、長瀨駅を中心にした3キロ範囲の中で、町営駐車場をつくって、大型バスや、そして何かの行事のときに駐車できるような駐車場という話が持ち上がったことあるのです。しかし、今、課長の言うように、駐車場を経営している人が何人かいるということで、おじゃんになってしまったわけですよ。しかし、今の現状を見ますと、はっきり言いますと、そういうふうな形で業者で駐車場を経営しているという人は、私の知っている中では、宝登山には2軒、宝登山のあの参道から上は二、三軒、あと下に長生館のところには4軒か5軒ありますけれども、それ以外はそうは駐車場をやっていない。しかし、あの駐車場を見ますと、まだまだ私たち長瀨に観光客を呼び込むには、まだまだ不足していると思うのですよ。

それで、今皆さんもご存じのように、皆野よりバイパスがもう随分前に完成しまして、今、今度は皆野から小柱に橋ができ上がりつつあるのですよ。そうするとこれからの観光客は、長い目で見れば、西秩父や雁坂を越えてあっちへ行ってしまうのですよ。あと、それで道の駅は横瀬にはすごい道の駅できて、私もたまに飯能のほうに行った帰り寄ると、必ずぐらいいきお客がいるのです。荒川にはそばが有名で、あそこも相当道の駅があって、お客が時期的にはいます。あと、秩父には秩父の駅から反対側のほうにはできて、地域の農産物ばかりではなくて、食堂もあるし、お土産もある。農産物ではなくて、いろんなものが置いてあります。それで、結構な人があそこで買ったり、寄ったり、お便所もありまして、相当の人

が寄っている姿見ますと、ああ、このまま長瀬の観光は、観光資源がすばらしいのに、だんだんお客が少なくなってしまうのではないかという心配されているのです。

そこで、町長、今度の民意を町政に反映すると町長選挙のピラを出していましたね。これいいこと書いてありますよ。「観光資源を生かした経済政策推進で町民の生活を守る。そして、観光資源長瀬は町の永久の資産、140号から上長瀬に入る進出道路完了。公約を果たす。大澤町長、3選に向けてさらに充実」と。本当にそうなのですよ。だけれども、今これから駐車場の問題を考えていかないと、何か小さい意味でのことを考えるのではなくて、長い目で見れば、長瀬に観光バスを連れてきたけれども、あそこは駐車場も狭いしとなってしまうのではないかという心配なのですけれども、ぜひ町とタイアップして、観光協会とタイアップして、ぜひ駐車場を考えていただきたい。

それで、今、農業をやっている人も、毎年のようにもう年だから農業はできない。病気になってしまっでできないとか、そういう人がふえているのですから、ぜひ観光協会と一体になって、やっぱり粘り強く駐車場のことも考えていただきたいのですけれども、町長、課長ばかりではない、町長にちょっと私の言ったことについてどう考えているのか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

そういう前段として、道路の改修は必要不可欠だと思うのです。上長瀬の問題ももうちょっと頓挫しておりますが、先ほど申し上げましたような状況になっておりまして、話がうまく進んでもらうといいな。県のほうも強化した右折禁止を解除するという情報がけさ入ったというような状況でございまして、それも意図的なものではなくて、県のほうもしっかりやっていた結果がそういうことになったというふうに理解をしていただきたいというふうに思います。

道路整備の先にやっぱり駐車場の問題が出てくると思うのです。それで、官と民との競合というのは、基本的に私は余り好ましいことではないというふうに思っております。そういうことから考えますと、今の駐車場が大体民間の駐車場でございますが、約1,000台の駐車可能な駐車場が設置されているというふうに聞きました。そういうことから考えますと、現状でゴールデンウィークとか、そういうようなとき以外は、駐車場もそんなに満杯で困るような状況ではないという話なのです。その辺も含めてその道路整備と一緒に将来構想というのは考えていく必要があると思っております、この問題も一つの問題のポイントとしては、頭の中に入れておきたい。ただ、今、渡辺さんをご質問されましたから、わかりました。やりますというお答えは、今ここでそういうお答えはできない。検討はしてまいりますし、今までも検討してきたということでご理解をいただくということがありがたいというふうに思っております。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） この問題は、今まで人任せだったのですよ、観光協会の人たちも。結局地元の人たちが、駐車場を持っている人たちとは密接な、日ごろ顔合わせしている人たちから駐車場をつくれなんて、なかなか言いづらいですよ。確かに生計かけて、今、長瀬の十字路の上の栃原麻次郎さん、私昔あそこへ住んでいたから、あの辺に。今はハナビシソウ、ロウバイ、そういうこととか、岩畳、そういう関係で、あと桜新道、その中でやはり今、中高年が歩く人がいるのですよ。そういう人たちが今、長瀬の役場に駐車したり、うちの近所に駐車して、長瀬アルプスを歩いて宝登山のロウバイ見て帰ってきて、荒川をまた歩いてきて役場やうちの近所に車を置いて帰る人がいるのですよ。だから、余り採算、採算とか、そういうのではなくて、そういうことを区分けて、長瀬へ来ると、あんなにすばらしいロウバイを見られた。あ

の山あり、川ありで、あそこを歩かせたら、相当のお客が来て、ごみも出るけれども、金を落としてくれるのではないかとすることがありまして、長い目で見てぜひ考えていただきたいのですよ。そうでないとどんじりになりますよ、長瀬は。せっかくないい観光資源があるのですから。そういうことで、ぜひ観光協会とタイアップして、少しでも地元にくつこつと地主交渉やらいろんなことで話し合わないと、もうできないということではなくて、考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（齊藤 實君） 次に、2番、村田正弘君の質問を許します。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 2番、村田正弘君です。3つ質問をさせていただきますが、1番目は行政改革について、総務課長にお尋ねをいたします。

当町では行政改革大綱・実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいますが、現在までの進捗状況と実施効果について伺います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、行政改革についてのご質問にお答えいたします。

3月議会以降の行政改革大綱・実施計画の進捗状況と実施効果でございますが、非常勤特別職の報酬等の見直しについて、非常勤の委員の費用弁償を廃止いたしました。ただし、公務のため旅行したとき、町外に居住する特別職の委員が招集に応じたときは、一般職員の例により引き続き費用弁償として旅費を支給することとなります。これにより約60万円の削減となる見込みでございます。

次に、委託業務の見直しについて、庁舎清掃の業務の委託をやめまして、職員が勤務時間外に実施することにいたしました。これにより約70万円の削減となっております。未利用財産の処分、賃貸の実施について、若者定住促進宅地分譲として、中野上地内の蔵宮団地跡地1区画の売り払いを行いました。売払額は709万円でございます。

職員の服務制度の検証について、職員の休息時間の廃止と休憩時間の見直しを実施いたしました。それから、各種団体事務の団体への移管として、長瀬町観光協会を法人化し、4月1日より事務局の移管を行いました。これらの結果、実施計画75項目中、未実施がゼロ項目、着手が6項目の減で、22項目で29.3%、実施済みが6項目の増で53項目、70.7%となりました。今後も着手から実施済みに移行できるよう努力してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 再質問をいたします。

今、課長の答弁の中に、庁舎の清掃委託料で約74万円減額になりましたというのは、前のときに答弁されています。前は74万円で、きょうは70万円になり、同じことを言わないでください。

それから、関連して、この委託料の見直しというお話が出てきておりますが、前回の答弁をいただいたときに、前年度20年度予算と比較して2,193万5,000円減額となりましたということのお話をいただいた後に、幾つも羅列をされて答弁をいただいておりますが、その答えた金額を足してみますと、4,040万円マ

イナスになっている計算が成り立ちます。その4,040万円から2,200万円を引いてみますと、まだ1,800万円ぐらいですか、差があるわけですが、このところは数字的に見ますと、減ったものもあるけれども、ふえたものもあるというふうになっていると思います。これは諸般の事情から、やむを得ないものもあるかもしれませんが、総体的に数字の上では減っていますということなのですから、ここら辺をどうやって今後やっていくのか、もう一回お答えをいただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 前回そういうふうな答弁をいたしたということでございますけれども、今その内容をちょっと持ち合わせておりませんが、確かに議員が言われますように、減ったものもありますし、ふえたものもあって、総体的に減っているということでございますので、そのとおりでございます。今後もその中身につきましては、削減できるものは削減できるように努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） それと、もう一つは、前回の答弁をいただいた中に、行政改革の実施計画につきましては云々で、18年度から22年度までということで、5年計画になっていると。それは最初からわかっていたわけですが、このところで年月が5分の3程度進んだ。それですから、実施済みが60%、六十二、三%でいいのかなというような答弁をいただいております、その後にこれは早く、なるべく早くやったほうがいいのだということも言われましたが、最終的には5年間ですべてできればいいのだというような答弁をいただいております。

それで、5年間かけてどうしてもやらなければならないというふうに思っているのか。そのことについて前回答弁をいただいた新井参事からお答えをいただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど行政改革の推進状況につきましては、課長からご答弁申し上げたとおりでございますが、これは議員ご指摘のように、5年間の、平成22年度までの計画ということで当初設定いたしました、ご指摘にあるように、できるだけ前倒しで今までも一生懸命努力もしてまいりました。この関係につきましては、職員全員の共通認識を図りまして、意思統一ができるように課長会議等で機会あるごとに趣旨の徹底を図っているところでございます。

また、進捗状況と、また問題点等につきましては、四半期ごとに調査を実施しておりますので、問題点があれば関係課と協議し、解決策が見出せるように努力してまいりたいと存じます。

また、現在特に大きな問題点等は今のところ出ておりませんが、今後実施に持っていく段階では、さまざまな問題が発生すると考えられますので、行政改革推進本部会議を開催し、いろいろな面から検討してまいりたいと存じます。

また、繰り返しになりますが、5年間ということではなくて、その前に達成できるように一生懸命その関係については、職員全員で意思統一を図りながら今後も努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ただいまのお答えについては、前回と全く同じような答えでございますが、こういう改善活動に近いもの、こういったことをぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。農業政策についてお伺いをいたします。先ほど来は、いろいろ観光等については、いろいろの意見が出ておりましたが、国では耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取り組みや必要な施策等の整備、農地の利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取り組みを統合的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」に取り組んでおります。耕作放棄地再生利用交付金も195億1,000万円用意されているというふうに国の予算がいろいろ予算化された補正が組まれた、何されたで、こういう大金が用意されております。

まず1番目には、当町ではこの事業を利用するためには、地域協議会というものがなくてはだめですよということがこの利用制度の中に書いてあり、書いてあって、この地域協議会というものはあるのかなのか、まずお伺いをいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

この最後の地域協議会については、まだ設立をしておりません。秩父地域の人たちともこのことについては、皆さんのご意見をこれから承りたいと思いますが、今年度中にこのことが設立可能かどうかについては、これから検証していきたい。今年度中に結論出したいというふうに考えております。中山間地の農地のその維持管理というのは、非常に難しいところがありまして、実はこの間県の出先機関の長と会合というか、懇親会をしばらくぶりで行いました。それで、そのときに大島という農林振興センターの所長が私の手を握って離さないのです。酔っ払っているのかなと思ったら、長瀬町がその農地の見直しをしたということがありますよね。それは画期的なことなのですよとお褒めをいただきました。ええ、そうなのですかと言ったら、埼玉県で長瀬町だけですと、みんないろんなことのリアクションがあって、それをやらない。計画は立てても、最後にはみんなそれをそのままにして行ってしまうと、日本でも珍しいという、私は大島さんですけども、その秩父へ来たときに、そういう説明を受けて、県のほうでいたものですから、高い評価をいただきました。いいところへ着任できてよかった。うれしいという、そういうお話をいただいたのです。私も実は驚いたわけでございまして、ほかのところはできない。というのは、その中山間地のその農地の維持というのは非常に難しい。それと平地と比べて石がいっぱいあったりなんかして、それで区画は非常に狭いですよね。そういう中で、農地にもとに戻すというのは並み大抵のことではなかったのではないかと。ただ、私はそれはありがたいことだけでも、それから後が非常に問題なのですよというお話をしました。ぜひ農林振興センターからもご指導いただいて、こういうことについてこれからはいろんなことについてご提案をいただいたり、これから先が問題で、ただ、草をきれいに刈って農地に戻せばいいということだけではない。ようやくスタートができたところですよというお話を申し上げたところでありまして。そういうその放棄地を、今、村田議員からご提案がありましたように、その国の耕作放棄地再生利用交付金というのが200億近くもあるということも今お聞きしました。こういうことについても、やっぱり有効に活用する方法を考えていかなければいけないというふうにご提案だというふうに重く受けとめさせていただいて、このことについてももしっかりこれ議会以後検討し、そのほかの町ともいろいろお話し合いをしながら、今年度中に方向性を見出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今、町長は選挙があることもあるかもしれませんが、これから先、秩父の他の市町村のぐあいとか、そういうふうなお話をされましたが、この交付金というものは、皆さんご承知の

ように、もらいっ放しというふうなことで、後から返すとか、そういうことは必要なくて、特によく見かけておりますが、私の住んでいる近所から長瀬駅方面に向かいますと、非常に大きい面積で木が立っていて、その木も果樹でもなければ何でもなしの雑木で、林になってしまっている。それから、養蚕をやっていた人もやらなくなってしまって、そのうちそれもだめになるかどうかわかりませんが、そういうような、あるいは私もちょっとその花も栽培というか、つくっていますが、そこら辺も非常に条件が余りよくない。木がいっぱいまだ残っています。ですから、あの辺をこういう制度を利用して開墾というか、その畑を農地化して、とりあえずつくるものがなかったら花つくるとか、あるいは菜の花つくってためておいて油とるとか、そういうことに使えるいいチャンスかなというふうに私は思っています。ぜひこのことは地域協議会に似たようなものは農協さんか何かにあるようにも聞いておりますが、そこら辺をぜひ実施されて、私の近所、私は近視眼的に物を見ていますが、他の地域、矢那瀬のほうとか、あっちのほうにも多く広がっている草が生えているとか、そんなところもあるようですけれども、そういうところを整備するためには、やはりお金がどうしても必要です。機械を動かすにしても、燃料がなくては動かないとか、あるいは手間がなかったらできない。今、シルバーなんかは人が随分いて、中には余り仕事来ないというようなことを言っている人もいますし、働くというか、いつかの働きになるかもわかりませんが、そういうことをやれば、制度があっても使えません。一番ひっかかるのは、この協議会がなかったら使えませんというふうに書いているその政策の根幹が問題なのですけれども、そこら辺をぜひ選挙が終わったら、町長、確実にやっていただけませんか、お伺いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のことについてお答えいたしますが、今確かにその200億という大金というのにつきまして、これは大きなインパクトになるというふうに思っております、ご提案を先ほど申し上げましたように、重く受けとめさせていただきます。そして、これは長瀬町だけでやってもいいことだと思いますが、地域一体となって、例えば定住自立圏構想の中に入れるということはできませんが、そういうことも考えて、お互いに協力し合えば、より効率的なものができるかな。よその町村が手を挙げるかどうかというのはわかりませんが、一応声がけをし、独立してやるべきことであれば、それは今年度中に実施要件等を検討してまいりたいというふうに思っております、いい話はなるべくうまく乗っかって、その活用するということが大切だと。自己資金というか、自主財源が少ないということは当然のことですので、その辺もしっかりやっていきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 前向きな答弁ありがとうございました。ぜひ実施してください。

それから、次の3番目に移ります。職員の窓口対応についてをお伺いいたします。先ほど来そんなようなことも言われておりましたが、町長は役場は地域住民に対するサービス業であるというようなことを機会あるごととか、時々そういうお言葉を発しております。職員の窓口対応の能力を向上するため、教育、要するにこういうことを聞かれたらこう答えるのだということをちゃんとやっているのかどうか伺いたい。

また、窓口対応する職員には、書類の見方や意味を熟知させるなど対応に不備がないようにすることが必要だと思われませんが、考えをお伺いします。

教育ということになりますと、話がちょっと教えるということよりは、はぐくむというようなこともあるようですけれども、それなりのレベルの人が集まっているはずですから、そんなに何回も教えなくても

覚えるのではなからうかなと思います。このことについて総務担当参事に伺います。

○議長（齊藤 實君） 新井参事。

○参事（新井敏彦君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

職員の窓口対応についてのご質問にお答えさせていただきます。職員の窓口対応の能力を向上するための教育につきましては、彩の国人づくり広域連合で行っております接遇研修、折衝対応能力養成研修、クレーム対応研修などの研修に毎年参加させております。また、短期間ではありますが、接遇や経営感覚を学ぶため、民間企業にも派遣しております。また、職場内研修といたしまして、先輩や上司が必要な都度、業務に必要な情報、知識や技術などを伝えております。直接住民の方に接する機会の多い窓口での対応につきましては、行政事務の内容が複雑多様化している中で、すべてのことに熟知していることは難しい面はありますが、最低限の知識は必要なことでありますので、各担当分野において共通認識を図るとともに、職場内研修や職場外研修によって、職員個々の知識を高めていくことが重要と考えます。

また、窓口や電話による対応につきましては、相手の方の感情を害することのないように、相手の方の気持ちになって対応していくことは最低限の接遇なのではないかと考えております。いずれにいたしましても、一人一人の職員が常に公務員として高い目的意識と意欲を持って仕事に取り組むとともに、自己の能力開発に取り組み、真に住民ニーズに合った住民サービスを提供していくことが求められているものと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今、答弁をいただきましたのは、接遇ということは、人と会う、あるいは面識、面談をするということだと思いますけれども、私が実際に体験をしたというか、非常に簡単には思われることなのだと思いますけれども、物を見せていただいて、このことは何なのですかということをお聞きしましたら、3人目の人で答えが、はっきりした答えは出ませんが、似たような答えが出てきたということがあります。

それから、またもっと簡単なことと申しますか、例えば今、小屋を持っています。そこへ税金かかっています。これ壊したらどうなるのですかということで聞きに行ったら、これも1人の人で答えができなくて、3人目に行ってやっと答えが出たような、出ないようなというふうな話を聞いております。ですから、1つのことがその接遇だの何だのということの前に、書類の見方とか、町の規則とか、そういうものが職員に熟知されているとは到底思われません。では、そのそういう3人かかって対応できたとか、自分ではわからなくて、違う人に聞いて答えをしたとか、そういうのは皆さんデータとるの得意なので、きょうは窓口対応した人が例えば3人なら3人いて、自分にわからないことが幾つあったと。それで上司あるいは同僚に聞いて答えを出したとか、そういうのを統計とって、できなかったことから直していくと、ここまでやらなくてはだめなのかというていたらくというか、低い次元の職員が多いのかなという失望感もあります。ですから、こんなことは言えないのと、わからないということがないようにするべく、教育というか、教育ではないのだよ、もうそんなことは。物を見て、その答えをするわけですから、窓口対応はそんなに考えることではないと思うのです。決まり切ったこととか、そういうものをお答えするだけの話が1人でできない。

もっと具体的に申し上げますと、税務課でこういうことがありました。土地とか、あるいは土地の謄本の閲覧という制度ができるわけですがけれども、そこで物を見て、書いてある、欄外に書いてあることは、

これは何書いて意味をしているのですかというふうに聞いたら、その人は答えられないのです、窓口対応の職員は。それで、次の人に聞いて、次の人も答えが出ないのです。3番目の人が面積はここに書いてありますよと、こう来たものです。私が聞いたのは、「ここへ書いてあることは何なんだい」と、こう聞いたのだけれども、面積はここに書いてありますよと、さも得意そうな顔をして答えをした。それで、1つの答えに3人がかり。これは書類の見方の一番基本をきちっと教えていないということです。だから、わからない。窓口対応する人は、日々かわったりなんかするのだということになるかもしれないけれども、こんな簡単なことが1つの書類の見方がちゃんと教えていないのかなというふうに私は疑問に思っ、あえて質問をさせていただいているわけです。

八木橋に勉強に行くとか、あるいは埼玉県がやっているその職員の研修とかいうふうなことに行くということですがけれども、そんなところへ行く手前の話、一番先に職員が配置をされてきて、今までやっていなかった仕事の人がそこについた。そうしたら、あなたはこういう仕事をやるのですよ。そのときにこれとこれとこれはこうやって見るのです。一般的なものはこうなのですということをマニュアルに書いてでも何でもきっちりわかるようにして、それがわかって説明ができるかどうかテストをしてみる。そういうふうなことをやってでも、職員の最低のレベルを上げていくとすることをしないと、町の町民に信用されない。あの人に聞いたってわからないのだ、この人に聞いてもだめなのだ。聞いたらわからないから課長に聞いてくれという話になってしまった。だから、課長の仕事が大変なのだ。だから課分散したほうがいいなんていう意見が出てくる。そういうことを起こさないために、特に窓口の対応の多い部署が町民福祉とか、町民課とか、税務課とか、1階にいるところの人にはきちっとその対応ができるようにしていただくということをやっていたきたい。

それから、もう一つは、人間けなすばかりではだめなので、ほめることも必要なのですが、長瀬町で今回自動車税の徴収をしましたが、自動車税を町に納めますと、だれが幾日に、だれが幾日というか、登録ナンバー幾つの車の納税は幾日に受け取りましたということで、判こを押すわけですが、その判この控えが一応とってあって、これは私は自分で体験していることですがけれども、車検場に行って、町の役場に銭を納めたからといって、機械化されているところでやれば税金が納まっているかどうかの確認ができるシステムがあります。それでやったらだめなので、町にいつ納めたのだという話になって、県税に行って話をしたら、「あなた、どこへ納めたのだ」という話になって、町役場へ納めたというふうなことを言って、幾日ごろだなんて話になってやったのですが、たまたま県税は税金が納めてあれば、受け取り側に渡っていれば、納税確認ができたということで、役場に問い合わせたところ、これこれこういうナンバーの車は幾月幾日に長瀬町で収納していますという答えが出たので、帰ってきてもう一回証明書を持って行ってやる必要はない。納税ということをやった証拠の書類は出るわけですが、それを持っていかなくてもできるようになっているのです。ただし、その後で聞いたら、長瀬町がお金を県に要するに納付するとか、預かったお金を納めるのは6月の7日だか8日だということになりまして、納める期限は2日なのですが、それまで全部まとめて持っているというようなことらしいのですけれども、金利稼ぎをしているのかなと思いますが、いずれにしても、だれからいつ受け取ったということが事務的に書いてあったということは評価するというか、ほめられることかなというふうに思います。

後でほめることはいいのですが、先ほど申し上げた小さなことをきちんと教えるということについて、もう一回お答えをいただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（新井敏彦君） お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、職員は書類の見方、意味等熟知していることが当然求められているわけですので、これらにつきましては、課内のだれでもわかるように共通認識を図り、対応について不備のないように周知徹底を今後図ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ただいまお答えをいただきましたが、町長はこんな細かいことは下に任せてあるのだから、ちゃんとできているというふうに解釈しているかも知れませんが、一番基本的なことがちゃんとできていないよということについて、町長はどのように考えて、今後どうやってそういうことを改善させるべく指示をするのか、指図をするのか、それをお考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、いろんなご意見、ご質問というか、ご意見をいただきまして、非常に残念に思っております。当然やるべきこと、職員のその初歩的な待遇だとか、知識だとかというのが欠落しているということになると、これは役場の職員として失格ではないかというふうな思いを今持って、非常に残念に思いながらお話を聞きました。こういうことを長い間続けてきているということは、私たちはその中堅の人間を対象にして、待遇だとか、その県内に出して勉強しておりますが、その前の問題が提起をされたわけでありまして。これは非常に大きな問題で、緊急にこのことについては基本的な勉強をもう一回やる。やってもらうように指示をいたします。ことしの初め、今年度の初め、県のその課長補佐、副課長というのですか、その人と会うことができました。そのときに県のほうも3年に1回及び2年に1回異動があると。そのときに全く関係のないところに異動されることがかなりあるのですという話を聞きました。そのときは3カ月間で県のほうはその初歩的な自分の赴任先の仕事については、初歩的なことについてはすべてマスターをしなさいという県の指示があると。そうしますと、仕事をやっている暇はほとんどないというぐらい勉強に明け暮れしないと、その質問、窓口に来た人の対応ができなくなると言うのです。

ですから、この人事異動という問題は、非常に奥が深いのですという話を聞きました。職員はやっぱりそれに対応できない人は評価をしてもらえないという、上司からのそういう評価はつきますから、そういうことについて、それがないようにするには、うちへ帰っても余り寝ないようなことをして勉強するという話を聞いて、ああ、すごいなと思ったのです。しかし、今ご質問の内容をお聞きしますと、それをやらなければ公務員としての初歩的な知識が欠落しているということになると、これは大きな問題でありますし、住民に迷惑かけるということになります。

では公務員とは何なのだという話になりますので、私たちもこれはその先ほど聞いたお話も含めて、緊急に対応策を考えて、原点に戻りたいというふうに思います。そして、皆さんがご指摘をいただくことをありがたいというお言葉が本当に言葉から、口から素直に出るかどうかという、なかなか出づらいことではありますが、そういうご指摘をその糧として、これから職員の資質向上に頑張っていきたい。原点に戻りたいという思いを強くしました。これからはいろんなご指摘いただけるとは思いますが、そういうことを踏まえて、その住民サービスがしっかりできているのかの検証も含めてやっていきたいというふうに思います。ご指摘をいただきましたこと、心から御礼を申し上げたいと思います。

○2番（村田正弘君） 終わります。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤 實君） 次に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、死亡情報の広報掲載について、総務課長にお伺いいたします。個人情報保護法が成立してから今日、日常生活がしづらくなつたと感じている人たちも少なくないようです。特に長瀬町においては、出産、死亡に関する情報が広報に掲載されなくなり、不便だとの声を多く耳にします。

そこで、出産はともかく、死亡情報は法に抵触しない方法を模索して広報に掲載してもよいのではないかと思います。考えをお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、死亡情報の広報掲載についてのご質問にお答えいたします。

町広報紙は限られたスペースの中で、町の施策、事業の啓発並びに実態を適切かつ効果的に広報することにより、町政への関心を高め、町民の理解と信頼を得るために、一部の方などが利益を得たり、ニーズが偏っていないかなどの点を常に考慮しながら発行しております。死亡者情報の掲載は、平成17年7月号の広報紙からご家族などのプライバシーを考慮して休止しております。休止直後は町民の方から問い合わせ等が数件あったという記憶はございますが、ここ数年は掲載再開の要望など総務課では受けておりません。仮に死亡者情報を広報紙に掲載する場合は、ご家族の同意が得られた方だけを掲載することとなり、すべての亡くなられた方を掲載できるとは限りませんので、逆に混乱が生じてしまうおそれがあるかと思えます。また、ご家族の同意を得てから掲載することになり、早くても2カ月後の広報に掲載することになりますので、最新の情報提供を目的としている広報紙へ掲載する必要性はかなり低いのではないかと感じられます。死亡した方の情報につきましては、亡くなられた方の関係者から連絡が入ると思えますし、最近は葬祭場で式を行う場合も多く、道路沿いに看板などが掲出されますので、情報の入手は可能ではないかと思われます。現時点では町として広報紙への死亡者情報の掲載を再開し、広報するという事は考えておりません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） この死亡情報の掲載については、町のほうにお話が入っていないというただいまのご答弁でございましたけれども、私のところには町のほうに話したとかという話を伺っているのですよ。ということは、課長さんのほうにお話が入っていないのかなという思いがございましたところなのですが、そうなってくると、やはり先ほど来ほかの議員さんが言っていましたちょっと縦割りというので

すか、その横の情報というのですか、それがいないということに対して、いささか危惧するというのですか、がっかりした部分があるのですけれども、実は私も近隣町村を調べてみました。皆野町さん、小鹿野町さん、横瀬町さん、6月号を皆さんいただいてきて、全部見させていただいたのですけれども、皆野町さんは掲載承諾のはがきを出して、回答されたものに対しては載せませんということで載せてあります。それから、小鹿野町さんも同様に載せていただいております。横瀬町さんが載っていませんでしたので、電話をして聞いてみました。そうしましたらば、何か横瀬町さんの場合は、各家庭に防災無線が入っていて、きょう町でどういうことがありますよということですか、どなたの葬式がきょうどこどこで行われますとか、そういうものを1日4回流すそうです。ですので、町内の話はもうその日のうちに伝わるという、本当に随分町民に行き届いたサービスをしているなとつくづく感じたわけですがけれども、そういった中で、長瀬町の場合には、町長が来月3期目に向かって進んでいくわけですがけれども、今まで町長も町民本位、町民が主役ということで戦って今の席に着いているわけですがけれども、そういった中で、ちょっと矛盾しているのではないかなという思いがしております。町民はこういう情報を望んでいるわけです。掲載しても2カ月後でなければわからないというお話をただいまいただきましたけれども、2カ月後でもいいのですよ。本当に全く知らなかったということで私も昨年も一般質問ではなかったと思うのですけれども、1年たってから全く知らないでいて話をされて、1年たってから行ったということもあります。

また、ただいま立て看板が出るというお話を課長さんされましたけれども、これもおうちにばかりいて、外に出かけない方、そういう方にとってはそういうものを見る機会も少ないですし、そういった中で不義理をかいてしまったというような話も大分いただいております。限られたスペースの中でというお話もございましたけれども、確かに広報紙の予算というのが年々減らされておまして、昔私が議員になりました当初から比べまして、今半分ぐらいなのです。そこまで減らして町民に情報を提供をできないような方法で広報紙をつくってもよいものかどうかという思いがしております。その死亡欄をつくるがために、相当な経費がかかるというようなことでもないと思うのです。このくらいものを掲載しても、それほど予算的にかかってしまうというようなことはないと思うのですけれども、そういった部分でちょっと町民に対するサービスが足りないかなという思いがしているのですけれども、私の聞くところでは、町民の皆さんが非常に不便を来たしているという話を伺っていますので、そういった部分で、総務課長さんは私のところには話が来ていませんということですので、どうしましょうね。総務課長さんにそうすると話が来ていないし、これからやるつもりもありませんということですので、そうなってきますと、総務課長さんにご回答をと言っても、やる気がありませんと言うのでは、ですので、参事さん、ちょっとこの点につきましてどういうお考えだかお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（新井敏彦君） 大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

課長が一応職員に確認して、今のところ正式には来ていないということですので、私もこのようなふうに、同じような認識であります。

あと、先ほど課長からもお話ありましたが、1つは、個人情報保護法という、今までいろんな情報が個人の情報もいろんなところで問題が起きたのを機に、個人情報保護法ができました。それを機に町としては、一応今までのように掲載しないことを決めたわけですが、確かに知りたい方もいらっしゃるでしょうが、一応個人の情報ということなのです。公的な機関で出す公の情報ということでは、あくまでも個人個人の、お亡くなりになるというのは個人的な情報でございますので、総務課長がそのような先ほどの回答

を申し上げたとおりだと思います。あとは公的な機関ですので、一応町は公平というか、できれば全員の死亡を掲載できれば、それはそれでいいのでしょうかけれども、中には掲載しないしてほしいということが半分ぐらいの方にあったもので、そういったのを機に今まで廃止していたということでございます。あくまで公的な機関の情報ではないということで、法令ができたのを機にやめた経緯があるわけでございますので、今のところそういったことでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 一番最初の質問の中で、事前質問の中で、個人情報保護法が成立してというお話をさせていただきました。この個人情報保護法でも非常にちょっとおかしい部分がある法律でございまして、個人情報保護法があるからと抱え込んでおいて、知らない間に個々の情報があちらこちらに漏れて、ダイレクトメールがいっぱい送られてくるとか、結構そういった部分で漏れているわけですよ、情報が。情報が漏れているから送ってこられるわけで、そういった中で、よその町では、でするのでこの個人情報保護法があるからご家族の同意をいただいて、そのみをということでやっているわけですよ。

それで、別に全員、どうしても載せたくないという、これはこれで仕方がないと思うのです。しかし、あらかたの方たちは亡くなったから載せるのが嫌だというような人はそれほど私は多くはないと思うのです。それと、私の周りの人たちの意見として、町のほうに話してきたのだけれどもという話は私もいただいていますので、そんな大したことではないということで上のほうに上がっていかなかった部分もあるかもしれません。しかし、これは本当に10人聞いても10人が「何で載せないんだろうねと、そんな、生まれた、出生の場合には、いろいろ今のこの難しい時代ですので、片親ですとか、そういった部分もありますので、これはしょうがないけれども、亡くなるのはもうみんな亡くなるんだから、別に載せてもいいような気がするよね」というようなお話を皆さんしているのですけれども、そういった中で、それでは秩父郡内で、秩父市は大きいですから、多分でも荒川あたりは今でもきょうだれだれのお葬式がありますという放送はしていると思います。そういった中で、小鹿野も皆野も横瀬もやっているということに対して、長瀬は載せるからには平等に全員載せるべきであると思っているから載せないということですが、そういうよその町の人で載せていることに対してどういうお考えなのかなという思いがするのですけれども、住民サービスとしてやるべきだと私は思うのですけれども、それではだんだんと上に上がってきまして、町長さんはこれに対してどう思いますか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 以前にもこのことについてちょっと大澤議員からお話があった記憶がございまして、質問だったかどうかわかりませんが。

○7番（大澤タキ江君） 質問ではないです。

○町長（大澤芳夫君） 私のところも、私もこれ結構お葬式関係する人がいて、出席をさせていただいておりますが、私のところに直接そのことについての意見だとかクレームについては一件もありません。ですから、総務課長が基本的に答弁したことが間違っているというふうには思っておりませんが、もしそういうことでその広報に載せたいということであれば、しばらくいわゆる個々のことについて問い合わせをさせていただくということから始まらないと、「いや、うちは出していただかなくていいんですよ」と言う人が多分いるときに、出したときに個人情報保護法に触れるということになりますよね。ですから、その辺は慎重にやっていかなければいけないというふうに思っておりまして、議員の方たちにも皆さんへお聞きをしてみたいと思っておりますが、それをやったほうがいいというお話であれば、議会で議決というようなこ

とはならないと思いますけれども、とにかく亡くなられたうちに電話なりなんかで問い合わせをして、実はこういうことでこういうご意見があるので、掲載をしなさいというご指摘をいただきましたと、そのことについてできればその要望にこたえたいと思いますが、掲載させていただいてよろしいでしょうかというような問い合わせをしていかないといけないと思うのですよ。ですから、それを亡くなったということは当然町に死亡届けが出るわけですから、すぐわかります。そのときから即刻ということにはいかないと思いますから、1週間ぐらいの間に町民課のほうから問い合わせをするというようなことをやってみて、それで圧倒的に多ければ、それはまたお考えの趣旨を重視してやっていかなければいけないのかなと、今話を聞いていてそう思いました。ただ、私のところには一件もそういう話が来ていませんので、その辺は例えば葬儀場に行っても、名前は掲載しないのはまずいよというような話があれば私もあれなのですから、そういう話が今のところも一件もいただいておりませんので、もしやるとすると、そういう調査期間、期間というか、というものをいただいて、1カ月か2カ月やってみた後にそのことをやっていくということになれば、問い合わせをするということが前提になると思うのです。それで、ノーという人を掲載するとまた問題になると思いますから、その辺はほかの横瀬や小鹿野にも聞いてみますけれども、可能かどうかやってみたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 当然個人情報保護法というものがあるわけですから、無断で載せるということではできないと思います。小鹿野町にしろ、皆野町にしろ、承諾をいただいて載せていますということですので、横瀬町の場合には防災無線で、だからあれだと思のです。全く承諾をいただかないで、きょうどなたのお葬式がありますよというのを各家庭に放送で、防災無線で流しているということですので、長瀬町のように、防災無線で町じゅうにばっと出すのではなくて、各家庭に入っていくということですので、そういった部分では横瀬町さんはまた違った形態をとっているようではありますけれども、町長のほうにそういう話が入っていないというお話を今いただきましたけれども、多分女性の声ですので、こんな細かいことを町長さんに話してもというような思いがあるのではないかと思います。

ただ、私の周りの中で、役場に行って話をしてきたという人がおりましたので、それを上までいかなかったというのですか、そういったあれだと思います。多分その人はうそをついて私にそう言ったのではなくて、本当のことを言ってくれたのだと思いたくは思いますが、町内の女性の方たちが結構そういう話をしているということだけをご承知おきいただきたいと思いたくは思っています。絶対やらないということではなくて、前向きに検討をしていただきたいと思いたくは思っています。

それでは、2の地方債のほうに参ります。平成21年度予算が3月定例会で可決され、成立しましたが、一般会計予算の29億812万6,000円に対して、地方債の平成21年度末現在高見込額は27億8,901万4,000円であると示されました。町民からは細かな内訳を知らないため、その数字のみを目視し、「町の借金がこんなにあるのでは倒産は間近いのではないかと危惧しているとの声を耳にします。

そこで、町民に対して地方債に関する細かな説明をする必要があると思いたくは思いますが、町長にお考えをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

地方債の平成21年度末現在高の見込額は、先ほど議員からご指摘ありましたように、27億8,901万4,000円であります。そのうちの半分以上に当たります14億346万7,000円が臨時財政対策債というその起債の種類

でございます、これは地方交付税の不足額を補うために、国債を発行して地方に交付する方式を改めて平成13年度から直接町の借金として発行するとされたものでありまして、形式的には町の借金というふうになりますが、実質的には地方交付税の代替財源とされているもので、後年度発生する元利償還金につきましては、全額普通交付税に理論算入され、町負担は大幅に軽減されているということでございます。これは前にも広報で掲載をして報告をしたことがございまして、そういうような状況であります。この今ちょっと計算してみましたら、私が就任したときは、たしか18億か19億くらいの起債の残高ではなかったか。13年だと思いますが、そういうふうに承知をしておりますが、この単純に計算いたしまして27億8,901万4,000円から14億346万7,000円を単純に引きますと、13億8,564万7,000円という数値になります。それで、100%交付税で算入されるかということについては、議論の分かれるところでございますが、70%ぐらい、60%か70%は間違いなく交付税と見ていただいているという話になります。そうしますと、27億から14億を単純に引けば13億8,000万円という起債の残高であります、それに例えば30%足しますと16億とか17億とかということで、10年前と起債の残高についてはほとんど変わっていないという状況になっているのではないかとこのように私としては思っております。

それで、実質公債費比率というのが3年連続で18%超えたために、起債の許可をされるという団体となっております、非常に合理化、効率化が求められておりますが、皆さんのお力添えをいただいて努力を重ねた結果、実質公債比率も健全化しております、今年度には18%を下回るような数値で決算ができるのではないかとこのように予測をしているところでございます。3年前に財政の危機的なことについては底を打ったというふうなことを申し上げましたが、そういうようなことが数値になってあらわれているというふうに思っております。しかし、これから勝負だというふうに思いまして、国がばらまきをする一つの3月補正で4,500万円、ことしも1億円というような、その使いなさいというようなことをやられておりまして、その中側で私たちはしっかりしたその財政運営をして、こういうときにこそ無駄を省いてやっていく。学校の耐震とか、そういうものの大きなテーマがございまして、こういうものに上手に生かした金を使っていけば、その実質公債比率を上げることなく、その予算が組めて実行できるのではないかと、そんなことを考えております。

それで、公債費負担適正化計画等々につきましては、町のホームページや「広報ながとろ」に掲載しております。先ほど申し上げたとおりでございます。いずれにしても、これからも安堵することなく、しっかりした会計をやっていかなければいけないということが前提でございますが、そういう状況で推移をしていますことをお話を申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 長瀬町の財政状況について、私はそれほど危惧はしていません。ここに、これは平成18年度の財政状況なんですけれども、よその町のある議員さんが秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町をすべてを網羅したものを細かく、事細かく調査をしてくれて、その資料をつくってくださったのをいただいてありますけれども、これを見る限り、それほど長瀬町が悪いとは思いません。しかし、けさも新聞にも出ておりましたけれども、耐震ですか、耐震が長瀬町は下から2番目だというようなあれが出ておりましたけれども、これから本気で耐震に取り組む、もうそういう計画が、予定ができていて、それでも目の前にその耐震率を上げることがわかっていながら、そういうふうに新聞あたりで書かれますと、それをそのまま町民というのはうのみにしてしまうのです。そうすると、全く長瀬町は本当に金がないから耐震もできなくて、どうなってしまうのだろうか、すぐそういった後ろ向きというのでし

ようか、そういったマイナス部分でとらえてしまうという、ここが非常に困ったところだなと私も思うのですけれども、これは私たち議員もそうではなくて、長瀬町、今こういう状況で、どんどん前に進んでいるのだよというような情報を提供しないという議員にも責任が私はあるなとつくづく思うのです。すべての議員さんが町のためを思って一生懸命働いているわけですから、長瀬町の足を引っ張るようなことをしないで、前向きの意見を言いながら、前向きに長瀬の町の未来を語ってくださればいいのですけれども、みんながみんななかなかそういうわけにはいかない。みんなそれぞれ考え方もありますから、そういった中で、広報に先ほど町長が掲載をしたという話をいただきましたけれども、意外と広報を見ていない方もいるのです。それで、それをどういうふうに皆さんに知っていただく方法として図ったらいいのかなとつくづく思うのですけれども、例えば区長会のときに、各区長さんが集まるわけですから、そういったときに、今、長瀬町の状況はこうですよとか、そういうようなお話をしていただくとか、いろいろご検討していただきながら、町の財政を皆さんに知っていただく努力をしていただければありがたいと思います。

それから、限られた予算の中で予算執行するわけですが、その中でどこに一番重点を置くかというのが町長の判断だろうと思うのです。薄く広くするか、それとも教育の部分に力を入れるか、福祉の部分に力を入れるかとか、そういった部分でそれが一番町長の手腕というのですか、の問われるところだと思うのですけれども、そういった中で町民の声を聞きながら、どこに一番力を入れたらいいかなという部分をしっかり把握して、予算執行をしていければ一番ありがたいと思っております。

そういった中で、ただいま耐震の話もしましたが、これから耐震の話も出てくるようです。そういった中で、またこれもある程度は借金をしなければならないという部分が、100%国のほうから出るわけではありませんので、これからはそういうものがどんどん出てくると思うのです。それも例えば100%かかったとして、90%は国のほうから来るのですよとか、10%は町のほうからこれは持ち出しなのですよとか、そういったことも広報あたりで出していただけると非常にありがたいと思っているのですけれども、そういった部分では、これからそういう細かな部分で配慮していただきたいと思っているのですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 長瀬町には学校が3つありまして、ことし第一小学校の西棟から始まります。中学はほとんど耐震がクリアされているような状況でございまして、あと第二小学校の体育館と校舎ということになります。あと今年度を除いて3年で大体の形がつくというふうに思っております。耐震を早くやらなかった、遅かったというご指摘もいただきますが、現実の問題として、秩父地域は非常に地盤がしっかりしておりまして、そういう意味では、その耐震の強度については、そんなに大金をかけなくてもクリアできる。ただ、その予算を執行するのに、ある意味では町の今までの財政の出動の中では、非常に多額になりますので、その準備に手間をとったところでございまして、これから3年間、以後3年間で一気にできるという、そういうような財政的なめどがつかしました。ですから、これは当然第一小学校の耐震が始まり、リニューアル工事が始まれば、こういうことでこれから始まりましたが、引き続いてことごとくこういうことをやりますということは広報でお知らせする予定でおります。ですから、7月、8月号ですか、8月号あたりにそういうことを載せてみたいというふうに考えております。そして、ご理解をいただき、子供の安心・安全を守るということは、これからの一番の大きなテーマの一つになるわけですので、観光とあわせて、子供の安心・安全を守ると、教育の充実をしっかりとやっていくということがこの町の課せられた大きなテーマだと思います。

それで、そういう意味では、耐震の強度をしっかりと守ってやるということは、準備が要4年間で完成するという一応初年度ということになります。おくれたということで皆さんがご心配をいただいているというご指摘も確かにそうだと思いますが、余り早くやったということにつきましては、きょうの新聞あたりに出ておりますように、何千という学校が非常に耐震強度の低いところがあって、大きな問題だと。そういうところから見ると秩父は比較的恵まれているのではないかなと。だからいいということではなくて、ようやく手がついたと、これを一気に頑張っていきたいというふうに考えております。このことにつきましては、広報で皆さんにごらんをいただくように、8月号あたりからお知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） たまたまきょうは、その耐震についての新聞報道がされたものですから、財政に絡めてその耐震の話をさせていただきましたが、本当に町民というのは新聞をそのままのみにして、「全く長瀬町もお金がなくて耐震もできないんかい」というような多分きょうあたりからそういう話が出てくると思うのですけれども、それに対して私たち議員もそうですけれども、執行部と力を合わせながら、これからの3年間で全部やるのだよという話をしていきながら、また広報にも載せていただいて、町民への周知を図っていただきたいと思います。町民というのは常に不安なのです。自分の町ですから、町がなくなってしまうようなことでは困るというような心配もしているわけですので、小さくても顔の見える政治ということで町長も頑張っていたいただいているわけですので、ぜひ細かいことかもしれませんが、先ほどの死亡欄の話もそうですけれども、そういった細かなことができるのが小さな町のよいところではないかと思っております。そういった部分でぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（齊藤 實君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） まず初めに、ちょっと難しいような言葉を使って恐縮なのですが、町長の政治信条についてお伺ひいたします。

町長は3月議会において、7月改選の町長選挙に出馬の意向を示されました。先般の新聞折り込み等で三選に向け、マニフェストも発表されております。そこで、次の事項についてお伺ひしたいと思います。

1番、行財政改革の総仕上げとはどのようなものなのか。

2番、財政運営についての将来のシミュレーションを行っているのか。

3番、先ほど10番のほうからもちょっと出ましたけれども、観光資源を生かした経済政策推進（町民の生活を守る）とはどのようなものかお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

その前にお断りしておきますが、新聞折り込みで三選に向けたマニフェストというご質問の要旨がございしますが、これはこの新聞は、私がマニフェストを書いたわけではなくて、お話をしたことを向こうが

記録をして書いたということで、マニフェストにつきましては、23日の折り込みに多分入ると思いますが、そこでしっかりしたものを検証して、私個人だけでなく、何人かの人いろいろなご指導をいただきながらつくったものを出す予定になっております。今これ制作中でございます、23日か24日に新聞折り込みになるというふうにご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、全般的なご質問についてお答えをいたします。行政改革につきましては、皆野町との合併協議が破綻したことから、平成18年の3月行政改革大綱及び実施計画を策定いたしまして、効率的な行財政運営と住民サービスの向上を目指して、現下の状況に対応するため、町民と行政の協働の推進、厳しい環境下でも持続可能な行財政基盤の確立、簡素でわかりやすい組織体制の構築、職員の意識改革と定数等の適正管理ということ基本的に考えて、点検、見直しを進めてきたところであります。この計画は平成22年度までの5年間に及ぶものでありまして、計画の道まだ半ばであります。また、今日の経済状況において、さらに行政改革に取り組む必要があると考えているところであります。このようなことから、引き続き無理、無駄のない町政に取り組み、健全財政を目指していこうとするものでございます。

次に、財政運営について、将来のシミュレーションを行っているかというご質問でございますが、この財政運営シミュレーションを作成する意義につきましては、厳しい財政状況のもとにおいても、社会情勢の変化に対応しながら施策を推進していくためのものと認識をしておりますが、現在の経済社会情勢を考察いたしますと、平成21年3月の日銀短観などでは、景気判断の目安となる大企業製造業の業況判断指数が6・四半期連続して悪化をしております、底打ち感はあるものの、依然として厳しい経済情勢が続くものと考えていかなければいけないと思います。町の財政運営上では、小泉内閣が進めた構造改革、いわゆる三位一体改革によりまして、地方の財源である地方交付税が大幅に削減され、地方の疲弊を招いたものと考えておりますが、現麻生内閣で打ち出した経済危機に対応するための景気対策では、逆に大盤振る舞いで地方の事業を前倒しして実施させるような状況になってきていることは先ほど申し上げたとおりでございます。

小さな団体では、経済情勢や国の政策により乱高下する大波に翻弄される状況になっておりまして、衆議院議員選挙後を見据えた行財政運営が必要となっていると考えておりまして、こうした不確定要素が多い中で、景気の先行きや国の状況を見通して、国民の不安を払拭できるような中・長期的な財政運営シミュレーションを策定することは非常に難しいなというふうに考えているところでございます。事務事業の総点検による継続的な見直しや行政改革大綱実施計画財政健全化対策委員からの答申を着実に実施いたしまして、財源の確保と歳出削減に取り組むとともに、限られた財源を真に必要な施策に重点配備する選択と集中によりまして、行財政運営に取り組んでいくことが当面の課題であるというふうに考えているので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、観光資源を生かした経済政策ということでございますが、長瀬町には多くの観光資源がございます。古くから観光の町として知られた県内でも有数の観光地でございます。総務省から定住自立圏構想でおいでになった岩手の方が、長瀬は知っていたけれども、秩父は知らなかったと、不思議な縁で秩父に来ましたと。長瀬というところはもっといいところだなと来て見てわかりましたという話を聞いてうれしく思いました。現在放送中のNHKの連続テレビ小説「つばさ」でも長瀬町が舞台の一つとして取り上げられまして、また読売新聞創刊135周年記念「平成百景」では、全国300候補地の中から長瀬町が100位以内選ばれまして、「つばさ」の放送とあわせ、全国に長瀬町が発信できる観光客の増加も見込まれているところであります。現在観光資源といたしましては、岩畳、船下りを初め宝登山がありますし、宝登山

周辺では、四季の丘、花の里等々の整備が行われまして、近い将来宝登山を中心として、周辺が花の長瀬にふさわしい場所になる。権田山、野土山等々も含めましてなるのではないかというふうに期待をしているところでございます。

このように観光資源を最大限に活用することにより、長瀬町のさらなる発展を図っていきたいというふうに考えております。先ほどから何回も申し上げましたように、小さな町だからだめだという思いを持ったときに町の崩壊が始まるというふうに考えております。これから先、例えば小泉内閣の三位一体の改革の弊害が北海道、東北、それから山陰、山陽、九州、四国あたりはもっと大きなダメージを受けるのではないかというふうに考えておまして、この政策の転換をして10年ぐらい先に行かないと、その地方の活性化というのはなかなか図れないのではないかと。そういう意味では、長瀬町が比較的早くその財政の運営についての危機感を持ったということは間違っていないのではないかと、そんな思いを持っているところでございますが、いずれにしてもこれからも議員各位のお力添えをいただきながら、このことにつきましては、頑張っていきたい。それがまちおこしの原点であるというふうに考えているところでございます。特に子供の教育につきましては、先ほど耐震も含めてしっかりやっていきたい。その中に新井淑則先生も一角を担っていただいているのではないかという思いを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） どうも速いので、よく書くこともできない。速記をやったことがないので、非常に難しいのでありますけれども、1番目の行財政改革、これは総仕上げということはまずない。いつまでたっても行財政改革はしなくてはいけない。常にそう、特に去年のサブプライムローンのあれから非常に景気は悪くなっていますけれども、これが回復して、前のような日本の経済になるということはちょっと考えられないような気がいたします。そうなると行財政改革というのは、永久に続くものだと私は思っておりますけれども、それについて1つお伺いしておきます。

それから、職員の意識改革というふうな表現を今されましたけれども、先ほど2番議員が言ったように、窓口の対応ができなければ、その全般的な行政の問題については、なかなかわからないのではないのかな。窓口対応ができないということは、まさに相当難しい問題出したのかもしれない、2番議員が。しかし、私も電話なんかでちょっとやらせるのでありますけれども、これは次にまた問題提起でありますけれども、前回、今3番目にした観光の問題について、観光協会の法人化について質問したときに、船の問題が起きました。それで、役場に問い合わせたのです。これはどういうことだと聞いたならば、私は調べてあったのですけれども、初めてそういう言葉を聞くのです。担当、ちょっとだれだったか忘れたけれども、課長さんではなくて、担当だと思えます。その河川法の問題について、私が調べておいたのですけれども、平参事がいわゆる占有、占有ではなくて、占有。今、この議事録でもあれして、私はちょっと勘違いしました。占有ではなくて、占有です。占有のあれが河川法の24条なのです。それで、24条のことを聞いたら、わからないのです。例えばその担当が、それは平参事がすべてを担当したと言うのなら話は別ですけれども、そっちの担当の人もわからないのです。ではすぐ調べておいてくれと。2時間か3時間たったら電話かかってきました。それで、確かにそうですと。その言葉の中に、今これから質問する数字についてちょっと答えていただきたいのですけれども、排他的占有権という表現があるのです。排他的です。排他的というのはどういう意味かということ、その河川にほかの人は立ち入らないでくださいという、その排他的占有権というのが24条にあります。それが今のいわゆるその係留、係留権はまた別に話をしますけれども、皆

野の親鼻橋からこっちへ来て、発と着のところの占用権なのです。そうするとその占用権が今例えばあそこに今度新しくして、これは問題解決したということなので、非常に安心しているわけでありませけれども、2つその占用の場所がありますよね、2つ。それで、今までのその占用している鉄道とレジャーとのその総面積、それと今度新しくできたその総面積、それは進入路も入っているのかどうか、それも1つお聞きします。

ちなみに、皆野を参考にしたということなので、皆野を調べてみました。あそこのトイレのところからずっと下へおりてきて、あそこで協力金をいただいているということですが、あそこの下の河原全部なのです。あそこは全部占用権、1万数千平米の占用権を持っているのですよ、あの河原ほとんど。そういう形になっているのかどうか、それが1つお聞きしたいと思います。

ちなみに、あそこにあれは電力会社がはかる、水量の検査をするあれがありますね、鉄さくが。あそこへ行って見たのですよ。そうしたら必要最小限という表現になっているのです、法律では。必要最小限の排他的占有権の場合は、必要最小限という表現になっています。それで行って見たら、あそこは0.76平米なのです。置いてある、コンクリが切つてあるところなのですよ。ああ、なるほどなと思って関心したのですけれども、だから、その1つの面積をまずお聞きしたいということ。

それから、町道から入る進入路、河原までおりていく。その進入路も入っているのかどうか、それは1つお聞きします。というのはなぜかということ、今2番議員が言ったことと全く同じなのです。その担当がそういう問題に対応できるかどうかということなのです。初めて電話して聞いてみて、それで調べると。調べて、そうですねという表現なのです。いや、別にそんな専門的なこと知らなくてもいい。いいのだけれども、それを担当した場合に必要でしょうということだけ。そういうことを1つお聞きしたいと思いません。

それから、長瀬観光ということに非常に今力を入れてやっておりますけれども、いわゆる宝登山の開発、相当長い期間、あと100年生きられれば本当にいいわけなのですけれども、ちょっと無理だろうと思えます。それで、ちょっと参考に申し上げますと、湯布院という温泉地があります。それと、岐阜に足助町というのがありますよ、足助町。これは何かモミジのすごい山だったそうで、行ってみてはいないけれども、だれか行ったことあるかどうか。これが100年たつのだそうです。だから、百年の森で宝登山今やっているのでしょうかけれども、それで一番新しい植栽で50年ということらしいのですよ。果たして私の言う数字は参考になるかどうかわかりません。その足助町の観光予算が年間3,600万です。そのうちの1,600万が駐車場の収入なのです。これは町で土地を提供したのかどうかわかりません。そこまで調べていないです。というようなことがある。そうすると長瀬町が法人化された観光協会がこれから本当に長瀬町の観光のために寄与するということが、これは当然期待しなくてはなりません。期待するために出しているのだと思う、補助金も。それで、観光というもので、町長はあれはマニフェストではないと言うけれども、やっぱりああいうピラを出してしまうと、マニフェストだと思うのですよ。これからの意気込みなのです、あれは。これから町長がやる。3期に向けてやるための意気込みなのです。だから、それはやはり我々の質問に対して真摯に受けとめてもらいたいということも1つ。

それで、長瀬観光ということについては、私は何回も質問してきました。それで、長瀬という名前のブランドは、これは非常に有名でありますから、このまま残すことは絶対必要だと思います。しかし、観光によって、経済が爆発的によくなるということは考えられないのですよ。そのときに私が何回も質問した一つの中に、費用対効果ということなのです。投資効率、いわゆるこれだけやったらどれだけ、これ税

収上がらなくては困るので、そういう投資した場合に。だから、そういうときに観光によって、町、今言ったその言葉のとおりになるのか、あるいは余り期待しないほうがいいのか、いや、もっともっと期待できるのだとか、いや、実際は将来こうなりますよということがあったら、町長にお伺いしたいと思います。それはその2つ目の質問はそれに。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 非常に言葉がわからない部分がありましたので、もし答弁が的確でなければご指摘をいただきたいと思いますが、職員の資質の問題、それは2番の村田議員からもご指摘をいただいて、私も非常に深く感じる場所がございまして、これはきょうをスタートとしてしっかり対応していきたいというふうに考えております。いずれにしても、その資質を問われても、これをなかなかもとから直すというのは難しい問題、ただ、与えられた職員というのはやっぱり現在いるわけがございまして、そういうことから考えますと、その資質を最大限に活用するということは、私たちに与えられた大きな使命と責任だというふうに考えておりますので、頑張っていきたいというふうに考えております。

それから、行財政改革のことにつきましては、私は終わりが無いというふうに考えてございまして、この辺もしっかりやっていくということ、当然今までもやってきたつもりでございまして、財政的にはある程度の見通しが立ちつつあるという状況に到着をしたというふうに思っております。しかし、それが安堵ではなくて、大きな力になる第一歩だというふうに考えてございまして、これを契機に耐震だとか、そういうものにつきましても頑張っていきたいという一つのステップが踏めるということでありまして、スタートだというふうに考えております。それで、この先ほどマニフェストとかというお話をいただきましたが、先ほどお答えいたしましたように、これは新聞記者の知り合いに答えた、それが文章、新聞になって出たということでございまして、私のほうもその後でチェックしたというわけではございませんので、これはご了解をいただき、先ほど申し上げましたように、23日か24日に新聞の折り込みを出す予定になってございまして、これは皆さんにもごらんをいただいて、またいろんなことについてご指摘をいただきたいというふうに考えております。

それから、宝登山に植栽をいたしましたことにつきましても、ご指摘をいただきましたが、町で実質的に今年間お金を出している費用というのは24万円であります。その24万円のうちの12万円弱が県造林の地権者の固定資産税の分がございまして、このお金は約半分は長瀬町の固定資産税として戻っていただく。実質的には12万円強のお金が地権者のほうに渡るといことになるというふうに承知をしております。

この花の植栽につきましては、やっぱり長いスパンで考えていかなければいけない。これが即その利益につながるという、花が美しくなるということにつきましても、ちょっと考えづらい10年、20年というスパンで考えていかなければいけない。そのほかに宝登山というその鎮守がありますから、そのことにつきましても、これをしっかりフォローしていかなければいけないということで、またこれは別の考えを持って、宝登山のその森をつくっていかなければいけない。それはご提言をいろいろいただいておりますので、これはまた花とは別に考えていく必要があるだろうというふうに考えております。

四季の丘という名前になってスタートしたわけがございまして、このことにつきましては、私もここまで急速にできるというふうに承知をしておりますので、ある意味では夢のような思いをしました。しかし、これからが現実でございまして、私たちとしてはこれを大きな第一歩として長瀬町観光がまた皆さんにもう一回見直しをしていただけるようなそのまちおこしの原点になるだろう。そのほかにも権田山等々につきましても、ボランティアでお力をいただき、桜がようやく来年あたりからは見られるのではないかと

うような状況になったという話をこの間聞きまして、非常にうれしく思ったわけでございます。そういう状況で推移をしております、観光に対するお金が費用対効果ということについて考えれば、これは非常に難しいと思います。ただ、大勢の企業が手を挙げていただき、ことしも実はこの間県の植樹祭がございまして、県の主催で県と秩父市の共催で行われました、ミュージックパークで行われたわけでございますが、その席でもその協定式を結びました。それは相手は日本旅行業協会、JATAという日本の観光業の大手、多分140社という話を聞きましたが、その会社が組織をつくってやっていただくということで、非常に長瀬に期待をしていますという話をいただき、1回に限らず、2回も3回も応援したいというありがたいお言葉をいただいたところでございまして、大きく期待をされるのではないかというふうに思います。それと、三菱UFJ信託銀行、信託銀行の日本の最大手も手を挙げていただいて、会長がおいでをいただき、協定式に臨んでいただきました。そういうようなことで、非常にそのあたりも浦和ロータリークラブ等々も手を挙げていただいておりまして、ことし、今年度末で約8町歩の植栽ができるという状況で、そのほうにつきましては、苗木代からその道路の進入路の整備、そういうものにつきましても、すべて進出する人たちがお金を出していただく。下刈りもやっていただく。14日にも最初に植栽をいたしました百年の森づくりの会が65人ばかり集まって、下刈りをして終わりましたというご報告をいただき、ありがたいという感謝の言葉を述べたところであります。

そういうように、観光というのは大勢の人を巻き込んで、巻き込んでという言葉が正しいかどうかわかりませんが、そういう人たちの知恵とお力と財力をいただきながらやっていくということが大切なのではないかと。そういう意味では、ある程度方向性が見えてきたなというふうに思います。これからも新しい若い人たちが力をつけて、そういう人たちの信頼関係を保っていただければ、長瀬の観光は捨てたものではないというふうに考えているところでございます。

それから、排他的占有権、これ船下りの問題だと思っておりますが、このことについては私は承知をしておりますので、担当から答弁をいたします。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、私のほうから若干お話をさせていただきたいと思っておりますけれども、町長の政治信条ということでご質問ですから、私が一般職員がしゃべっていいかどうかわかりませんが、今、町長のほうから排他的占有権について話させよと、あと数字的なことは町長もわからないでしょうから、数字的なことだけ私のほうから話させていただきます。

それでは、まず1点、進入路がその占有権の中に入っているかどうか。これは入っておりません。

それから、排他的占有権の関係、土地の占有の許可第24条、条文短いですが読みさせていただきますと、「河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条においても同じ。）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」。文章的にはこういうことなのですが、排他的占有権というのは、排除することができますよと、船着き場について、邪魔なものがあれば、簡単に言うたそういうことでございます。

それから、面積が町長わからないでしょうから、私のほうで面積を申し上げますと、1カ所航路につきましては、平均航路5メートル、航路総延長4,800メートル、係留施設1,903.5平米、もう一カ所、航路平均幅、航路総延長は同じでございます。係船施設837.0平方メートル、2つと言ったのですけれども、3つありますので、もう一カ所、航路平均幅5メートル、航路総延長も4,800メートルで同じでございます。係船施設1,323.0平米、以上でございます。

それと、先ほど職員が知らないというようなお話があったわけなのですが、梅村議員が最初に電話かけたときには、観光担当に多分電話がいったと思うのですが、この占用関係につきましては、観光担当の主幹が担当、特命でしておりまして、2度目の電話のときには的確なお答えができていますと、私のほうにはそういう報告が上がってきておりますので、2度目の電話のときには、梅村議員さんに正しいお答えができたのではないかと、このように承知をしております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） まず、町長、そのマニフェストではないということなので、23日か24日ごろ正式なマニフェストが折り込まれるだろうと思いますので、それを見て、議会はありますから、個人的に質問等をさせていただきます。それはわかりました。

それから、シミュレーションの問題ですけれども、これは非常に難しいとは思いますが。経済情勢、社会情勢の変化によって、相当変わるだろうと思います。ただ、先ほどの起債の問題がありましたけれども、ああいうものも全部含めて中・長期的にできると思うのですよ。例えば下水道なんかはもう30年先ぐらいまでわかっているわけですから、起債償還もわかっているわけですから、それをこういう状態ですよということを皆さんに知らせる義務があると思う、わかりやすく。わからないと言います。円グラフとか、あの程度のことで。これはこうですよ。それだけでやるとわからない。そうすると起債償還の問題でも、恐らくそのときの補助金の問題で、100%償還を法定算入できるものもあったのです、一時。それから75%、80%とか、そういうふうなものもあったというふうに聞いております。そういうものがあるから、わからないから、ことしはこれだけ償還します。このうちのあれはこうだということがわかるようにひとつ書いてもらいたいと思います。

それから、臨時対策債の問題について先ほど聞いていたわけですが、あれも完全にもう償還始まっているわけですよ。その始まっている償還が例えば100%歳入されているかどうかということは我々にはわからないわけです。そういうものもわかればひとつ総務課長にお聞きしたいのですけれども、あれも何か非常にマジック的なものがあるのではないかな。交付税の問題にしてもあるのではないかなというふうに感じているのですけれども、それよりも多いかもしれない。少ないかもしれない。全額国の負担という約束で始めたわけですから、交付税が減額された分、大体それでふえているわけですよ。ですから、財政がそんなに極端に苦しんでいるわけではないのです。せいぜい1億か2億ぐらいしか差がないのですよ。

それと、そのシミュレーションの関係も含めて、いわゆる基金の繰り入れに対して、町長、基金の繰り入れに対して、1億ことしは浮きました。去年は1億3,000万でしたとか、そういうふうな数字というのが非常にいいと思うのですよ、準備として。だけれども、では今言ったように、耐震の問題がおくれたとか、確かにきょうのこの新聞ですよ。けさ目覚めで見たら、これが出てきた。今、7番議員が言ったように、ワーストツーなのですよ。でも、これよく見るとそうではないのですよ。そんなに耐震で危険性はないよという数字なのですよ、これ。ISというのがどういう数字だかわかりませんが、それを見ますと、そんなに心配したことではないのだけれども、これを見ただけではワーストツーの位置、ああ、またワーストツーかということになってしまうわけですから、そういうところもやっぱりわかりやすく町民の方に何かの機会に知らしめてほしいと思います。我々もそういうことについては、常日ごろ言っています。言っているけれども、なかなか理解してもらえない部分がありますので、わかりやすくひとつ説明し

ていただきたいと思います。

それと、これから財政がどうなるかということについて、今、町長の答弁だと、まあまあとにかくいろんなことで財政改革していくということなので、非常に安心しましたけれども、私は常日ごろ長瀬町は大丈夫だという、この程度の財政では大丈夫なのです。そんなに楽ではないですよ。楽ではないけれども、もっと住民サービスの中にそういう財政を投入できる状況では私はあると思うのです。例えば基金の中に、その財政基金の中にどんどん、どんどん投入していくと、繰り入れしていくということ以前に、まだまだこの間1,000円程度ふやしましたよね、修学旅行のあれを。中学校と小学校の。そういうものも含めてまだまだ今言ったさっきの10番議員の言われたこの問題ですよ。いわゆる県内格差最大9年とか、医療費の支給制度、これも恐らく15歳までできると思います。私の考えの中ではですよ。だから、そういう問題もちなみに今さっき町長が言われた政府が大盤振る舞いしたと言われましたね。ばらまきだと。確かにばらまきなのです。今度の14兆数千億だって、14兆数千億は基金ですから、全部。全部独立行政法人の中の基金にいつてしまっているわけですから。ということは実際使えないわけですよ、少しずつ出しましょうということになって。だから、そうではなくて、やっぱり今必要である耐震の問題にしても、さっき言われた秩父地方は岩盤だからどうのこうのということは、確かに証明されているのです。地震速報を見るとよくわかります。ここだけ除いて例えば東京へ行って、震度が違うのです。秩父だけはうんと少ない、震度が。こういう結果出ているのです。この前の中越のときも。確かにもうそれだからいいということではないのです、耐震というのは。だからいい遅くなくてもいいのだよ。ちょっと無理しなくてもいいのだよということではない。これはあくまで安全を確保するためにはどうしても必要であろうと思われるわけであり。その点についても、3年後に全部完成するということですから、それで一応期待はしたいと思えますけれども。

それと、観光の問題、今、町長言われたその費用かかっていないのだよという問題ではなくて、長瀬観光というものがなぜこれだけ伸び悩むか、低迷しているのか、その辺の問題を町も、いわゆる行政も、もちろん今度は法人化された観光協会も一丸となって、では本当に長瀬にお客さん呼べるのは一体何なのだろう。どういう方法で呼んだらいいのだろう。それが経済効果なのです。費用対効果なのです。だから、そういう知恵を出し合う、そういうものが必要で、恐らくプロを呼んでも大した効果はなかったのだと思いますよ、今まで。いろんな人来ましたよね。水尾さんとか、琉球大学の。そういう人たちが講演して、余り効果ない。もっとJTBあたりの人たちの考え方のほうがはるかに進んでいますよ。足助の観光協会の事務局長、これも法人化されています。その人なんかの聞くと、もう非常に簡略で、簡便なのです。言うことが。そんなに難しく考えなくてもいいよと。湯布院もそう。だから、そういうのをあれをして、その観光客がどういうふうに呼べるのかということを実際にみんなで真剣に考えながらやれば、費用対効果はうんと効果が大きくなるわけですから、その辺ひとつ考えてみてください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 観光のおくれというご指摘をいただきましたが、これは私はいろんなことについて、町のほうとしては、今度は観光協会の法人化も含めて手が打ててきているというふうに思っております。一番問題なのは、ここで言わせてもらうのはいかがなものかなと思いがちでしたが、業者の一体化ということのおくれだというふうに考えておまして、これはしっかり観光協会ができたということ大きな起爆剤にして団結をしていただいようにお願いをしているところでございます。

それから、財政的な問題につきましては、先ほどからも申し上げておりますが、一番の長瀬町の財政が

厳しかった状況の一つは、下水道でございます。ここに資料を今ちょっと用意しましたが、170億という起債を起こしております、現在起債の償還残高が61億5,700万円あります。水道のほうは私が担当したときに、18億円でございましたが、今ようやく上下水道を統合して今年度末で10億円になります。両方を合わせますと74億円という金額になるわけでございまして、これは皆野がそのうちの61億の5,000万のうちの46%を持つということではあります、負担としてはかなり大きいものがあります。平成13年のときに、13年、14年、たしか下水道だけの町からの負担金は4億円を超えたと思います。今ようやく2億円台になって、2億8,000万台に多分なったというように承知をしておりますが、そういうような状況で、それなりの努力を重ねてきた結果だというふうに思います。それは皆さんのお力をおかりしてのことです。全体としての効果が上がったというふうに、上がったというか、上がりつつあるというふうに考えております。そういう状況を少しずつクリアして、先ほどから申し上げていますように、一番苦しいときは乗り越せたのではないかと、安堵感ではないけれども、そういう方向性が見えてきたというふうに先ほどから申し上げているとおりでございます。

今申し上げましたように、国のばらまきに近いようなその予算のつけ方と、それから地方の集合体が国家なのだという認識が国になれば、日本はいずれ崩壊するだろうという、先ほど申し上げましたように、これがこれからの政権を担う政党がどう考えるかによって国の行方が決まってくるのではないかと、私たちがとやかくどうこうできるような問題ではない。国の基本的な姿勢にかかわる問題が必ず表に出てくるというふうに私は承知をしております、そのときに国がどう考えるか、それから地方が国に対してどういう意見が言えるか、行動を起こせるかということが大きな問題点だというふうに考えております。これからも皆さんのご指導をいただきながら、私たちが頑張っていきたいというふうに考えております。いずれも非常に貴重なご意見でございますので、私たちが深く受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 次の問題に移りたいと思います。

その前にちょっと、ほんの数秒、いわゆる今、町長の話の中で、地方が今相当負担金についても、なかなか「橋下の乱」なんていうのがあってやっていますけれども、小さな町からもやはり町村議長会なら議長会を通して、やっぱりいろんな意見をどんどん持っていったほうがいいと思うのです。それが団結だと思うのですよ。そうすればかなりよくなりますよ。そういうこともひとつご提案申し上げたいと思います。

それでは、次に先ほどもちょっと出ましたけれども、定住自立圏構想、定住自立圏構想について、秩父市が中心市宣言をしましたが、当町とはどのようなかわり合いを持っていくのか伺います。簡単で結構です。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどもこの問題はちょっと触れさせていただきましたが、秩父市においては3月に中心市宣言をいたしまして、周辺自治体とともに、地域住民の福祉向上と地域振興を図り、希望に満ちた未来の秩父をつくることを宣言をいたしました。今後秩父郡市1市4町で定住自立圏形成協定を結ぶこととなります。この協定には、農産物の増産と販売促進及び地産地消、観光連携、都市住民との交流など人口定住のために必要な事項が盛り込まれております。この協定を結ぶに当たっては、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決が必要でございます。

そういうような状況でございますし、当町といたしましては、少子高齢化、人口の流出等々課題に対応

して、活力のあるまちづくりを進めていくために、秩父地域の住民が定住をし、安心して生活ができる魅力ある自立した生活圏となるよう関係市町と協議を重ねて取り組んでいきたいというふうに考えております。

先ほどもちょっと申し上げましたが、栗原市長のときにこの定住自立圏構想の受け入れをし、自立宣言をしたということでありまして、今、久喜市長にかわられました。久喜さんも非常にそのことについては積極的で、ある意味で私たちが見ると、少し前向きに走り過ぎているなという思いがあります。ですから、私は申し上げたのですけれども、栗原市長のときに考えたことと、久喜さんが考えたことは違っていいのではないかと。イコールではなくていいのではないかとのお話を申し上げました。1回そこで踏みとどまって自分の考えをまとめた上で、私たちと同じテーブルに着けるかどうかについて協議をしていただく必要があるでしょうと。トップダウンということだけではなくて、協議という大切な場があるのではないかとのお話を申し上げてあります。久喜さんも「わかりました」というお話をいただいておりますし、各周辺の町におきましても、いろんな意見があります。1つにまとめることはなかなか難しいという中で、お互いのその利害が一致するものについての協定を結び、それを推進していくということは大切なことだというふうに思っております。これが即合併につながるというようなことを考えて、その各町が定住自立圏構想に乗るとすることは私はないのではないかと。特に横瀬の場合は、そういうことについて全く私たちとはかなり距離が深いし、秩父とはもっと距離の深い、そういう関係にあるだろうというふうに考えております。

そういうことで、この意見が一致するというようなことについては、個々の問題については一致をする可能性が非常に多いと思っておりますが、総体的に全部を一遍にまとめようとするれば必ず破綻すると、最終的には議会の議決という先ほど申し上げましたようなことがございますので、そういうことも含めて、ある程度皆さんと一緒に勉強をして、理解をし合うということがスタートになるというふうに私は考えておりますので、これからも折りに触れて、勉強会をお互いにしながら秩父地域のことを考えていかなければいけないというふうに考えております。この秩父の中におきます定住自立圏構想については、私は悪いと思いませんが、これが絶対的なものだというふうに考えてスタートすることについてはいかがなものかな、そんな思いを持って今向かっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 先ほどの質問の中にも出てきましたけれども、秩父の合併という問題を何か基本的な考え方と置いてということも私は1つはあるような気もするのですけれども、それがだめなのか。だめだからこういうものが発想が生まれてきたのかということなのですかけれども、総務省のこれは通達ではない、通知なのです。通知で来ているわけですよ。そして、これがどの程度の政策なのかわかりません、大綱として来ているわけですから。

それで、今、町長の言われた農業とか、地産地消とか、観光とかと、そういうものを1市1町でやるわけですよ、基本的には。そうすると例えば長瀬から秩父までつながっている県道があるとします。そういうものについては、飛び越えてしまうわけですよ。そうすれば当然皆野なら皆野という町がそこに介入してくる、介入してくるわけですよ。そういう問題とかということについては離れてしまっているわけですから、隣接していないわけですから、そういう問題については、これからそういうふうな形でかかわり合っていくのかどうか、そういうことも含めてちょっとお聞きします。

それと、文化交流ということがどうも秩父には少ないような気がするのです。都会とのそれをももちろん

含めて。例えば新井先生が非常に国語で頑張っていますよね。この間、盲目のピアニストがすごい賞とりましたね。あれびっくりしたのですけれども、ああいういわゆる文化、難しいのですけれども、ああいう人には、人が来るということは。でも、バイオリニストなんか、天満さんというバイオリニストなんか、毎年あそこへ来ているのです、養護学校へ。今、養護学校と言わないのです。名前変わったのですよ。養護学校へ来ているのです。それでコンサートやるのですよ、市民会館でやるときもあるし、やらないときもある。それで、そういうものがその自立圏構想の中に、そういう文化の高度な文化というか、なじみのある文化というか、いろいろそういうのを秩父市との1対1で何かできるようなもの、あるいは何かないかなというふうにも考えています。

もちろんここに今、町長が言われた観光とか、農業ですよ。農業振興ですよ。これは長年長瀬町も町長が第1期になったときから私は申し上げているわけですが、なかなか進展しない。農業はだめだよということで何か一蹴されているような感じもいたしますけれども、ちょっと言葉が過ぎたらごめんなさい。

それで、そういうものの中で、例えば小鹿野と秩父、皆野と秩父ということ、そういうこれからですから、久喜さんの話も今聞きました。これから恐らく相当密に協議されていくのだと思いますけれども、その協議会の職員のあれなんか決まっているのですね、もう。だれがそれに当たるかということも。まだ決まっていないのですか。それはいいです。

それで、一番やっぱり大事なことは、いわゆる観光一つにしても、長瀬だけ観光者を呼ぶ、観光客を呼ぶということと、それから例えばシバザクラの問題がありますよ、秩父市の。あれだけの人が来るわけですから。それを長瀬に幾らか滞留させるという、そういう努力もすれば随分違うのではないかと思う。やっている人もいます、確かに。バスツアーを組んで。だけれども、それを今言った町長の答弁の中で、業者の団結、いわゆるその意識、そういうものがちょっと低いと言ってはおかしいけれども、まずいのではないかということがあります。確かにそうなのです。言っていることがみんなばらばらなのです。1軒1軒聞いている、知っている人に。そうすると関心がないのです、はっきり言って。関心を持つとすると排他される。さっきの24条ではないけれども、排他される。そういう状況が河川報告してはいけないのだけれども、そういうようなことが現実にあるのです。でも、そういう意見が非常に貴重なのだけれども、だめだ。そういうものも含めて長瀬と秩父という一つの線で観光問題についてもつなげるというような知恵を長瀬町でもぜひ出してもらって、マニフェストではないけれども、町長の折り込みの中にある町民に寄与するというその一言に幾分なりともプラスになってもらうようにひとつ努力してもらいたいのですが、それについてこれをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） これからスタートするところでございますし、議会とも先ほど申し上げましたように、いろいろ話し合いをさせていただき、いずれ議会でこの定住自立圏構想については議決をいただくようなことがあるはずでございますから、それにはやっぱりある程度の知識を持った上で、このことについて皆さんと一致協力できるかどうかの話し合いが当然必要になってくると思います。まだ具体的にその定住自立圏構想のことについて秩父のほうから招集があつて、会議を開いたということはございませんので、これから始まるのではないかと、6月の議会が終わった後多分始まるのではないかと。9月ごろ定住自立圏のその乗るか乗らないかということについての議会の議決というようなことを話が出てくると思います。ですから、この辺はお互いの将来に向けた、それぞれ個々の町と市の関係というのを進めていけるかどうか

ということだと、今までの秩父市の場合、シバザクラはシバザクラということだけで、それ以後に、例えば横瀬なんかとシバザクラの話をすると非常に嫌がるのです。というのは、シバザクラの横瀬が犠牲になっているという思いがあるのです。だから、協力し合おうということの前に、そういう思いが横瀬のほうの人たちにあるということは、非常に悲劇的なことだと私は思っておりましたが、秩父のほうとしては全く声がかかっていないし、私たちとすれば迷惑こそかかれ、利益になるものは何もないと、そういうようなことまで言われるわけです。議会の人たちがそう言っています。そういうことがないようにするというのが、秩父市が謙虚になって話を進めていけるかどうか、やっぱり中心になるところがそういう思いを持っていただかないと、めぐりの人はやっぱり信頼関係が損なわれるのではないかなというふうを考えておりますので、この辺も私は申し上げたいべきことについては、しっかり秩父の市長にも申し上げて、これからもお互いのその信頼関係が保てるかどうか話し合いを進めていくということが第一歩になってくるといふふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 8番（梅村 務君） 終わります。
- 議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

- 議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 議長（齊藤 實君） 次に、3番、大島瑠美子君の質問を許します。

3番、大島瑠美子君。

- 3番（大島瑠美子君） では、質問させていただきます。

最初に、連続テレビ小説「つばさ」の宣伝について、地域整備観光課長にお伺いいたします。3月30日からテレビ放映されている「つばさ」については、町を挙げて宣伝するために、のぼり旗をつくり、観光協会で各関係商店等に配布していましたが、その旗が立っていない商店等が多く、理由があると考えますが、協力の悪さに非常に残念に思います。町としては、のぼり旗を立てない商店等について協力してもらう方策があるのか伺います。よろしく申し上げます。

- 議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。
- 地域整備観光課長（染野真弘君） 大島議員の質問にお答えいたします。

現在放送中の連続テレビ小説「つばさ」について、長瀬町を全国にPRする絶好のよい機会ととらえ、町として啓発委員を作成し、各種キャンペーン等でPR活動を行っているところでございます。その一つとして、「つばさ」ののぼり旗を作成し、公共施設を初め観光協会会員に配布をし、掲出をお願いしたところでございます。

ご質問ののぼり旗が立っていない商店が多いということですが、協会会員全員に依頼しておりますが、店の場所や形状がのぼり旗を立てるのに適当でない商店もあり、そういったお店では「つばさ」

のポスターを張っていただいているなどしているようでございます。いずれにしましても、全会員が掲示するのは大変難しいところではありますが、そのままよいということではありませんので、掲出の協力を再度求め、また長瀬町観光協会に依頼をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 一般質問今しましたところ、これから頑張るってやるということで、本当はいいと思うのですけれども、今まで現在までにもうのぼり旗立てない商店は、多分恐らくもう言っても立ててくださらないのではないかなと思います。そうですので、せっかくののぼり旗をつくりましたので、それを死蔵させておくわけにはまいりませんので、もし訪問して、そしてちょっとうちは無理だ、形状的に、それから無理だよねという商店につきましては、その商店の旗をまた持ってきてもらって、それで国道をずっと見回してみましても、ここにいると福島さんのところのがよく目につくというぐらいで、案外とないというのが現状なのです。ですから、バスや、観光バスとか何かが国道140号を随分通りますので、その辺の商店とか、立ててくださる民家でもいいですから、門のところを立てていただけるというところに何本か立ててもらえば、「ああ、ここが「つばさ」のあれだよ」と通過していてもそれがいいかなと思いますので、そのようにできるかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問の国道の端にのぼり旗をとのお話でございますが、これにつきましては、やはりどうしても立てられないというようなところがある場合には、それが倉庫等に眠ってしまうということもございますので、その辺のところは有効に活用したいというふうに考えております。そういったところを協会といたしまして調査をしまして、そういう形で協力ができるかどうか検討してまいりたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 今何かこちょこちょ言っていますけれども、何か補足があるのだったら言ってください。お願いします。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） この後は補正で出すのでどうしようかと今ちょっと打ち合わせしたのですけれども、のぼり旗に限らず、せっかく「つばさ」の放映が決まったわけですから、県の地域振興センターですか、そこから緊急雇用の創出ということで、100%の補助金いただいて、7月の初めから8月の最後まで「つばさ」の宣伝と船玉の宣伝と、もちろん長瀬観光の宣伝と、パンフレット等の配布を長瀬駅前で2カ月間、のぼりに限らずやらせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 今の返事を、回答を聞いて安心しました。

では、2番に進めさせていただきます。2番、町税等の滞納について税務課長にお伺いします。平成21年度に繰り越された町税等の滞納について、町民税、固定資産税、国民健康保険税の滞納者数と金額を伺います。

また、滞納者への通知方法について、封筒を目立つ色にするなどの工夫をする考えはあるのか伺います。よろしくお伺いします。

○議長（齊藤 實君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 大島議員のご質問にお答えします。

初めに、町税等の滞納についてのご質問にお答えします。平成21年度に繰り越された町税等の滞納についてですが、町民税、固定資産税、国民健康保険税の滞納者数と金額についてご説明いたします。なお、決算審査等を受ける前の数値ですので、決算数値と異動する場合がございますことをあらかじめご承知おきください。

初めに、町民税でございますが、滞納繰越予定額4,460万5,815円、滞納者数273名でございます。

次に、固定資産税ですが、滞納繰越予定額5,732万4,156円で、滞納者数319人でございます。

次に、国民健康保険税でございますが、滞納繰越予定額4,392万1,040円で、滞納者数230名でございます。参考ではございますが、町税全体といたしまして、前年と比較いたしますと約1,960万円ほど滞納額は減少してございます。

次に、滞納者への通知方法について、封筒を目立つ色にするなどの工夫をする考えはあるかのご質問でございますが、現在催告書について薄茶色とオレンジ色の窓開き封筒を使用しています。このような封筒を利用しています。薄茶色の封筒ですが、うっかり納め忘れの多い現年滞納者の催告に利用してございます。また、催告後、反応のない場合や過年度の滞納者につきましては、オレンジ色の少し目立つ色の封筒を使用しております。また、同封する催告書につきましても、滞納の状況に応じて文面を変えるほか、オレンジ、ピンク、蛍光色等の目立つ用紙を使用して、注意を促し、滞納者が少しでも少なくなる工夫をしております。

それと、今年度なのですけれども、納税通知書においても、ここに重要という印を押ささせていただきまして、捨ててしまう方がおられるので、少しでもそういうようななくすようなことをしております。議員ご指摘のように、今後ともさまざまな取り組みにより、確実な徴収に努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 今、滞納繰越額を聞いて、減になっているということで、この不景気な中で減になっているということは、いいのではないかな。仕方がないという感想です。

そして、今の袋のことなのですけれども、何しろ役場からとか、拒絶反応がありまして、中身をなかなかあけないでそのまま置いておくというのが一番の所得税の確定申告の封筒なんていうのは、あけないでその会場まで持ってくるかとということも多かったわけですので、多分役場からの税務課という名前が入ってくると、皆さんおっかながってあけないというのがあります。そこに今、色を見ましたのですけれども、今年度から国民健康保険税のところには重要というのが書いたのがうちのほうにも送られてきましたので、これが入ったのだということはわかりました。それはいいことだと思います。だけれども、重要というのは、今度はそこ赤字で置いたほうがもっとなおのこと目立つかと思えます。それで、余り納めていない、何年も何年も滞納している人というのがありますよね。もう5年間近で、もうすぐ不納欠損になってしまうような人のというのには、真っ赤な封筒なんかを使うのも一考かとも考えますので、そのことについてお聞きいたしたいと思えます。

○議長（齊藤 實君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 大島議員のご質問にお答えしますが、先ほど色を重要と、赤にしたほうがよろしいかということなのですが、実際赤にしたかったのですけれども、予算上、今の封筒で値段が変わらな

くて、上がらなくて一番いい方法は、まだ黒で重要というのがお金がかからなくて、封筒の値段も変わらないよということで今年度はそうさせていただきますので、皆さんのまた意見を重々お聞きしまして、そういうことも考えていきたいと思います。

それと、赤なのですけれども、赤というと、突然にちょっと色が余りにも赤なので、郵便局の人だとか……

○3番（大島瑠美子君） 目立ってしまうか。

○税務課長（野原寿彦君） いろいろあるので、いろいろご検討はしていきたいと思いますが、いきなり赤というのはなかなか……

○3番（大島瑠美子君） 召集令状になってしまうか。

○税務課長（野原寿彦君） ええ。難しいと思いますけれども、いろいろまた中で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○3番（大島瑠美子君） 以上で終わります。

○議長（齊藤 實君） 次に、9番、染野光谷君の質問を許します。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 3月議会で町長が3選するというような、出馬というような形で、私も余り出ないのかなと思いましたが、体調を崩し、見舞いに行かなくて済みませんでした。この場をかりてお見舞い申し上げます。

私がどうしても聞きたいというのは、この岩田の農村工業導入地域についての問題であります。何回か質問しておりますが、どうしてももう一度町長が出るならば聞きたいということでございますので、この問題から入ります。いろいろの方が質問しておりますが、私はこの導入地域が東洋パーツがあそこへ工場をつくるという形で、いつごろ破談になって、その後利用地についてのことをお伺いしたいと思うのですが、いつごろあれは破談になったのだから、破談に。

○議長（齊藤 實君） ちょっとこれあれですか。きちっと読んでもらえますか。

○9番（染野光谷君） 1はそれ。2は縄文の里でしょう。その件でお伺いします。

○議長（齊藤 實君） それは町長にということでもいいですか。

○9番（染野光谷君） うん、町長。どっちも町長だ。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この文章に書いてあるのが質問の要旨だというふうに思いますので、そのことについてお答えをいたします。

具体的に東洋パーツがどうこうということについては、私調べてございませんので、今、担当のほうに調べさせておりますので、私の答弁の後、答えを準備をさせます。

この岩田地区に設定しました農村工業導入実施計画というのは、昭和49年に4万1,000平米が策定され、今のイスエードと、東洋パーツ、それから秩父イワサキが進出をいたしました。ご質問の高圧線鉄塔建てかえ工事の現場事務所を使用していた土地の今後の利用についてという質問でございますが、現在鉄塔の建てかえ工事も完了いたしまして、現場事務所跡地は何も使用していないということでございます。今後

の利用につきましては、アメリカのサブプライムローンの破綻等によります世界不況により、日本企業にも大きな打撃を受け、寄居町に進出する予定のホンダについても、稼働がいつになるかわからないというような状況でございまして、岩田地区の工業の指定地域に工場を誘致するということは非常に難しいなというふうに考えております。町としてもその工場跡地等々の要望があれば、これは地権者も含めて検討していきたいというふうに考えておりますが、現状ではそういう状況になっておりません。今後につきましては、農村工業導入の実施計画の見直しも含め検討しなければならない時期が来るのではないかとというふうに考えているところでございます。

今、ご質問の要旨で新しく追加されましたその東洋パーツが断念をしたということについては、初めて耳にしたわけでございまして、私は答弁のほうの準備をしておりません。参事のほうで資料を持っていると思いますので、そちらから答弁をいたさせます。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、お答えをさせていただきますが、私のほうも資料をちょっと持っていないのですが、染野議員が平成18年の3月議会で同じ質問をされていまして、そのこちらから返した答弁の中に、昨年12月という言葉が出てきますので、平成17年の12月以前に東洋パーツがあそこへ入る、入らないという話があったときに、あきらめたと、このように理解しておりますけれども、それでよろしいですか。平成17年の12月以前。

○議長（齊藤 實君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 何だかタイミングよく町の銭を使い、あそこへ排水路をつくって、その後もう鉄塔工事関係者があそこへ飯場をつくった。うまいぐあいに、タイミングよかったよね。それで、あそこをそれでは入らないというのに、町も銭がないというのに、何で急いで排水路をやったのか、それがおれは不思議だったのですよ。それで、その後、鉄塔関係の飯場ができた。それが不思議だなと思うから、この問題は3回目だけれども、聞いてみべえかなと思ったのですよ。平君もあそこは骨折ったというのは聞いて知っている、前のラーメン屋のおじさんに。境のところに来て、だからそれはわかりますけれども、何かタイミングよく、今、参事にあれしているのだけれども、おれは町長から聞きたいのですよ。なぜ、それで町長の土地があそこにあるのだよ。それで、いろいろ話を伺いますと、やはり材料置き場か飯場かというので2年契約で飯場つくったのですよ。どういう契約だか知りません。2年というのは、線下補償、いろいろ東京電力あたりも随分農地とか、いろいろの面で補償もしているらしいけれども、それであの飯場ができた裏のラーメン屋の境に町長の土地はもうあるのは昔からおれも知っています。前亡くなられた町長にもよく聞いていましたから。それで、タイミングよくこれで近所の人には、下まで排水路をつくるのだというようなことを言っていたらしいけれども、大した相談もしないで、あの辺で終わってしまったらしいけれども、なぜですか、おれ町長に聞きたいのはそこなのですよ。田に水を引くというのはなくて、田に水が年じゅう入っているところだから、余り聞きたくはないけれども、どうしても聞きたい。町長の地所に係る飯場をつくり、その裏に町長の土地があって、あそこも整地しましたよ。それで、2年契約飯場をつくり、今いなくなってしまったと。あの土地どういうふうにしたのだかわかりません。農業委員をやっているとき、あそこを雑種地にしたのだか知りませんが、その後また農地に戻して、こんなやり方で町長、町長はあれだ、本当。町を思っているのですか、自分を思っているのですか、どっちかを聞きたいのですよ、次出るというのなら、よく言ってくれないか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） あそこのあの飯場の土地については、私の土地は全くありませんで、その横が小田さんという方のラーメン屋さんの裏側が私の土地がございませぬ。それは全くその今度の工事には関係ございませぬ。あそこのところに例えば工場を導入するということになれば、どういふふうにしたらいいだろうかというのを参事と相談をいたしました。そのときにあそこの道を、あの道は多分4メートルか5メートルの道だと思ひますが、そこで平参事からの提案があつて、あそこの水路がうまく使えるといいねという話がありました。それで、私は早速そつだ、東洋パーツ、調べてみたら東洋パーツの水路が土地になつておひまして、東洋パーツに道を整備したいのだけれども、水路をつくりたいということについて、その水路の分を寄附してもらつてありがたい、町も財政的に非常に厳しいのでという話をしましたら、「ああ、結構ですと、それじゃ寄附しましょう」といふ話になつて、あの水路ができたわけでありませぬ。そうしましたら、いろいろなことがあつて、その東洋パーツも秩父のほうへ行つたようございまして、これは結果的には不能に終わったわけございませぬが、東洋パーツが土地を買いたいとか、そういうことの前、あそこは水路をつくつたといふふう記憶をしておひませぬ。ですから、特別私の土地があつて、土地を有効利用するためにそのやつたといふことは全くございませぬ。

以上ございませぬ。

○議長（齊藤 實君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） いつもこれでだまされてしまうので。ところが、話を伺ひますと、こういう話が耳に入つておひませぬ。あそこを2年で契約で貸す。契約書があれば契約書を見せてもらひたいぐらいですよ、町長。私はそれを聞ひたい。恐らくそういう土地に対し、物をつくるには契約書つて恐らく町長たるものだから、そのくらいのことするのが当たり前だと思ひけれども、町長、話をちよつと聞ひますと、町長の裏の土地を利用するために、やはり本社まで、息子さんだか知らないけれども、その土地を使つてくれといふような話をしたといふ話を聞ひたのでおひませぬ。だから、町長の土地が2年間そこで利用して、町長の土地はどういふふうにしたか。町長、そのどういふふうにしたのか、そのくらいはわかつておひませぬ。自分の土地なのだから。だから、それを聞ひたいのでおひませぬ。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどお答えをしたとおりで、私の土地はその高圧線の工事にかかわる問題は全くその農村工業導入地域で今度調整をして貸し借りをしたといふことについては、全く関係ございませぬ。それ以外のところに私の土地はあります。ですから、その土地の賃貸借の契約も全く見ておひませぬし、その話も聞ひておひませぬし、そういう契約をした覚えも全くございませぬ。その土地の隣がうちの地所でありませぬ。先ほどから何回も申し上げておひませぬ。そのことは現場を見ていただければよくわかります。あの公図を見ていただければ、その中に入つておひませぬので、わかると思ひませぬ。

○9番（染野光谷君） 何回目だつて、2回目か。これで3回。

○議長（齊藤 實君） 3回。

○9番（染野光谷君） これで終わり。これでだんべ。

○議長（齊藤 實君） 3回です。

〔「2です」といふ人あり〕

○議長（齊藤 實君） 2です。

○9番（染野光谷君） では、いいや、次で。次のが大事だ。

○議長（齊藤 實君） 2に行つてください。

○9番(染野光谷君) ああ、いいよ。次でいいよ。

○議長(齊藤 實君) いや、自分で言ってください。

○9番(染野光谷君) そうか、そうか。久しぶりにするのであれだっぺ。

縄文の里についてという問題でございます。以前にも質問したのですが、やはりこんなようなことで、またそんなことで終わりで、はっきり言って、この町に関係ないということだったのですよね。それで、関係ないかあるかはお伺いしますけれども、大いに関係があるのではないかと、やっぱり質問しているわけです。はい。

○議長(齊藤 實君) 町長でいいのですか。

○9番(染野光谷君) 町長でいいよ。

○議長(齊藤 實君) ちょっとこれ読んではっきり言っていただけますか。

○9番(染野光谷君) 介護老人施設である「縄文の里」についてでありますけれども、できる前にも私はこの問題、農業委員やっているときに、ある程度心配してやっぱり質問やったのだよ。その当時は農業委員だった、おれも。そんなふうで心配して、そのときに前回質問したときに、町長、寿は幾らか女房のほうに関係があるけれども、縄文の里は全然関係ないというのではっきり言われました。

それで、町長に出るのならば、またさっきも言ったとおり、ちょっと私の質問することに答えてもらいたいと思って、質問したわけですから。はい。

○議長(齊藤 實君) 町長。

○町長(大澤芳夫君) ご質問の要旨は、この文章の2行にあることでよろしいのですね。

○9番(染野光谷君) はい。

○町長(大澤芳夫君) ではお答えいたします。

このことにつきましてお答えいたしますが、介護老人保健施設の縄文の里と町とのかかわり合いについてご質問でございますが、縄文の里は民間の介護保健事業所でありまして、町は介護保険者でありますので、保険者と介護保険サービス提供事業所との関係でございます。町内すべての介護保険事業所と同じように、介護保険事業を推進していただいているところでございます。具体的には介護老人保健施設とし81床、デイサービスセンター20人となっており、19床の診療所、新クリニックも併設をいたしまして、町の医療機関として診療を行っていただいております。

以上でございます。

○議長(齊藤 實君) 9番、染野光谷君。

○9番(染野光谷君) 町長はそれで、前回もそうだけれども、関係ない。なぜ役場の職員とそのあれが建設前に五、六人で東京まで行っているという話を耳にしているのですよ。それで、関係ない、関係ないと言って言っていますけれども、関係ないじゃないと思うのですよ。県会議員選があるころかな、あのころ随分、姉さんがいますよ、秩父に。菓子屋さんかどこか行った。随分熱心にあの施設をご案内していたのを聞いたことあるのですよ。随分関係ないのに、随分関係ない人の姉さんまで、町長のあれだからといって、それだけあれして、またあそこが開設するときにもお祝いにも呼ばれて行って、町長も何か袋を持って歩いているのを見たことあるのだけれども、関係ないじゃない。大いにありますよ。

それで、姉さんもそう。なぜそんなに関係ないというのが、おれは不思議でならないのですよ。関係ない、関係ないと言って。ほとんど町長の関係のある方があそこへ女の人の掃除行くにしても、いろんな関係でも全部そうだよ、こういうふうに見ていて。聞いたりして。大いに関係ありますよ。いつも

そう。だから、私は本当こんなことを言いづらいけれども、きょうは聞きたいと思うので、こういう話聞いている。いいですか。関係ない人がなぜ町長のうちの自宅を改修したのですか。おうちを。うち、事務所だか、そこまでちゃんと耳に入っているのですよ、町長。とぼけないでくんなよ。町の町長なのだから、これからあれだよ、3期目町政目指すと言うのだから、本当ですよ、町長。冗談ではないのですよ。いつもこの程度でだまされてしまって、黙っていたけれども、きょうはそうはいかないと思って、一応質問しているわけ。はっきりと言ってくださいよ。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 町と縄文の里、長瀬倶楽部は、当然先ほど申しあげました施設の進出と町の介護のほうの関係で当然関係あります。私はその中の町の町長でございますから、個人的な関係ではなくて、長瀬町として縄文の里とのつながりはあるということ。私の姉がどうこうという話は初めて聞きましたが、私のその下の姉が入院していたことがあるので、そのときに行ったことがあるのではないかというふうな想像はできますが、確たるものを持っていることはありません。そして、その縄文の里が具体的にあるということであれば、私とその縄文の里がそれは当然町長として地鎮祭には呼ばれました。それは当然のこととしてお伺いするのが筋でありますから、行きました。そのときに中郷の集会所で地鎮祭の後のお祝いをしたときに、私は理事長の横山先生が「私は長瀬大好き人間です。長瀬町に病院施設ができることはまことにうれしいという思いを持っております」というお話をしたので、私は下から、「もっともう一步踏み込んで考えてほしい」と言ったら、あいさつをとめて、「今、町長言ったことは何という、どういう意味ですか」と言うから、「長瀬の人間になってほしい」と言ったら、「わかりました。やります」という話でその年の暮れに長瀬町へ滝の上の滝上プリント、長瀬プリントですか、その隣の空き家を買ってあそこへ住まわれた。非常に高額の所得というふう聞いておりますので、町税の収納というか、多額の金額をいただいているのだろうなというふうに思います。

それから、東京へ行きましたのは、確かに行きました。それは今、町民福祉課長の浅見課長と担当の野口という今、主幹をやっておりますその3人で、あと運転手と4人でお伺いしました。板橋の病院と、それから神田の岩本町ですか、三越の前にある病院、両方とも7階建てのビルでございまして、私はやっぱり現場を1回見ておくほうがいいと、長瀬町においでいただくということであれば、どういう施設を持った病院なのか、どういう基本的な考え方で医療行為をやられているのか、目で見るということが大切なのだ、だから課長にその話をして3人で行きました。ちょうどそのときたしか板橋だったと思いますが、お邪魔したとき、院長お昼を食べてすぐお伺いしたという記憶がございしますが、そのとき院長が来て、10メートルぐらい離れたところで立ち話をしました。それが初めての出会いで、そのときに「私はこれから講演会があって出かけていくので、皆さんと一緒におつき合いはできませんが、よく来ていただきましたと、私もその長瀬に老健康施設をつくりたいということで、これからお世話になると思いますが、何分よろしく願います」という立ち話をして別れ、後はその関係の担当の人たちと案内をしていただいて、板橋と岩本町の病院を見させていただきました。両方が7階建て、駐車場はなかったなというふうに思っておりますが、なかなか立派な建物で、7階建てというのは東京でもそんなに低いほうではありませんから、「ああ、かなり力のある病院なんだな」という思いを持って帰ってきました。それから話が進んで、あそこに病院ができるということになったわけであります。

最初お聞きしたところによりますと、井戸の千葉亭という食堂がございしますが、その反対側にテレビの無線か何か立っていますよね。あそこの近くにつくるということだったそうですが、それが地権者が1人、

何か4人とかのうちの1人が貸すのではなくて買ってほしいとかという話になって、あそこの施設は土地は基本的には借りたいということを前提でやっていて、向こうがだめになって、岩田へ来たとき、そういうお話を承っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 今の私が言って、そういう関係で行ったという、それは町長当たり前のことかもしれないけれども、私には関係ないと言って、それで関係ない、関係ないというのが、何ですか、町長のところの改修したよというので、そここのところその病院つくった、来た大工が町長のところのどこ直したのだから、見てみたいのですよ。どういう業者がやって、町長、関係ないという人、その関係あるかないか、それはわからないけれども、その業者が町長のところ直したよと。だから、直したのでは、町長のそここのところを議会で見てみたいと。それで、はっきり言って、直すならば、領収書もあれば、どういう大工がやったぐらいはわかるから、その領収書ぐらい見せてもらおうではないかと思ってきょうは来て質問しているわけなのですよ。

あともう一回聞きたい。町長、もうここまで来れば、おれも3回で終わりだなんていうのでは厄介だから、町長もはっきり言いまして、松本町長がああいう形で亡くなられて、行革だ、刷新だなんて言っているけれども、おれは町長、刷新で出たほうが良いと思っている。町長が今度は3選出馬するならば。行革なんていうのはできないのだから。だから、おれがよく言うでしょう。町会議員のときは町長は随分格好のいいこと言っていて、随分生意気なことを言っているなと思って、おれは年上の人を見ていたのではないけれども、格好のいいことは言っているけれども、やってみれば何もできやしない、自分の首つなげておだけだがね、うまいことを言って。それで、はっきり言って、領収書見せてもらいたい。

あと、失礼ですが、ここまで来たら、町長も随分いい車に乗り出したよ。はっきり言って車検証と、その一番新車に乗り出したときのそれを見せてもらいたい。そうすればおれも納得するよ。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 縄文の里の工事をやったのは、たしか私が聞いたところではダイワハウスという東京の大手の会社がやったというふうに記憶しております。ですから、それは全く私たちの手の及ばないところでございまして、たしか埼玉県、地鎮祭のときに、いや、地鎮祭ではなくて、失礼しました。あの落成式のときに、そのダイワハウスの埼玉支店長というのが来て、その名刺を交換したのを覚えています。そのときが初めてでありまして、ダイワハウスというのは東京の大手の企業で、その木造のものをつくるというようなことを聞いたことはございませんで、初めてお会いした幹部の一人と名刺交換をしたということが初めてで、それ以後はお会いしたことはございませんで。

私のうちのことを大分気にしているようですけれども、非常に私は失礼だと思うのです。はっきりした証拠があるのかどうかということを知りたいと思いますが……

○9番（染野光谷君） おれもそう思ったのだよ。

○町長（大澤芳夫君） それは全く違います。前の事務所の2階を私の長男が結婚をして、その住まいにするために2階を改装いたしました。それは幾らかかったか知りませんが、長男が自分の給料をためておいた部分と、多少借金したかもしれませんが、野沢屋に注文をして、野沢屋さんに頼んだ。それは頼んだ後、野沢屋さんの大工さんが来たときにわかりました。それはあそこの1階を直したときに、野沢屋さんを頼んで直したというのは、私が頼んで野沢屋さんを頼みました。その後、せがれが野沢屋さんのおつき合

いがあったのだと思いますが、野沢屋さんのほうから仕事を頼まれたということで2階を直し、今2階に住んでおります。それは幾らかかって、どういうふうに支払いをしたか、どこでどういうふうに借金をしたかということについては、せがれがやったことで、私は全く関係ございません。うわさで、この議会でそういう質問をするということは非常に大きな問題だと思います。

○9番（染野光谷君） 問題になっていいですよ。

○町長（大澤芳夫君） これはしっかりした出所をはっきりしたものを証明していただかないと、私のほうもその対応の仕方がございませんので、はっきりどこが、だれが、どういうふうに言ったということを…

○9番（染野光谷君） そんなことは言えないな。

○町長（大澤芳夫君） お示しをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○9番（染野光谷君） いつもそらっことを言っちゃ逃げられてしまうのだから、そらっぽく言っているのだから。どういう形でも、出るのならば、はい、9番。

○議長（齊藤 實君） いや、もう3回で終わりました。

○9番（染野光谷君） 出るのならば、ちゃんとそれを見せて、車のあれも見せてみな。年じゅうそらっことを言って、そらっことべえ言っているのだから、そんなものはせがれがうちつくるなんていうのは、あれだよ。その前に……

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 車のことが落ちておりましたので。非常に車が新車を買ったというお褒めをいただいてありがとうございます。

○9番（染野光谷君） 中古だよ。

○町長（大澤芳夫君） しかし、あれは2000年の車でございまして、中古を130万円で買ったわけでございます。その前の車が非常に古くなりまして、十何万キロという乗っておりまして、故障がちになりました。たまたま知り合いに車を持っている方がおいでになって、ぜひ譲ってほしいということで、あれは査定によりますと160万とか170万とかのお金だということなのですが、「まあいいや、おまえも金がないんだろうから130万で売ってやらあ」ということで、130万円で買わせていただきました。もう4年ぐらい乗っていると思いますが、新車に見てもらって、まことに光栄でございます。

○9番（染野光谷君） 新車ではないよ。中古だというので聞いているのだよ。よく夕方になるといって、寄居のほうへ出かけるけれども、何だ、あんなに深い帽子かぶって出かけるのは。

○議長（齊藤 實君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（齊藤 實君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第30号から議案第34号までの5件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいた

しますので、ご承知おきいただきたいと思います。
それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第5、議案第30号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 提案理由を申し上げます。

議案第30号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の提案理由を申し上げます。

定住自立圏形成協定の締結又は変更及び廃止することについて、議会の議決すべき事件に定めておく必要がありますので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第30号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例についてご説明いたします。

議会で議決を要する事項は、地方自治法第96条第1項に制限的に列挙して規定している15の事項となっておりますが、例外として、同条第2項は条例で追加してできることとしております。

今回は、条例で議決事項として規定するのは、定住自立圏構想に係る秩父市との定住自立圏形成協定を締結、変更、廃止することについて定めておくものでございます。この定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止が議会の議決事項とされているのは、平成20年12月26日付で通知された定住自立圏構想推進要綱により定められているものでございます。

定住自立圏構想については、各関係職員による作業部会が始まったばかりですが、定住自立圏形成協定についての締結等を議会で審議できるように事前に条例を整備しておくものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今、定住自立圏構想について作業部会が始まったという報告をされましたけれども、ではどのような作業部会で、どのぐらいの会議をやっているのか。秩父の市議員にちょっと聞いたのですけれども、もう作業部会が始まって、観光とかいろんな問題でもう会議を開いているということは、どういう体制で会議をやっているのか、報告願いたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 作業部会についてお答えいたします。

作業部会は、今のところ全部で10の作業部会がございまして、まず1点が、観光連携、次が地産地消によ

る農業振興、それから産業振興、次が教育力向上、子育て支援、それから情報ネットワーク、都市住民との交流促進ネットワーク、それから地域公共交通、それと地域医療連携、それから自然活用保全活用ワーキング、それと人材育成の9の作業部会で現在2回目の研究会が終わったようでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第30号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第6、議案第31号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第31号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,367万8,000円を追加して、歳入歳出の総額を29億5,651万4,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、県支出金、諸収入、繰入金の増額、国庫支出金の減額、歳出では、自治振興対策費、賦課徴収費、老人福祉費、児童福祉費、環境衛生費、観光費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第31号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,367万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億5,651万4,000円と

するものでございます。

これらの補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。歳入予算の明細でございます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金につきましては、国の20年度の第2次補正予算により、保育所などを整備するために、安心こども基金が都道府県に創設され、その基金から補助を受けることになったため、全額減額するものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金につきましては、先ほどの国庫支出金が振りかわったもので、制度が変更になったため、対象基準額が増加したことにより、国庫支出金に比べ増額となっております。

目3労働費県補助金につきましては、埼玉県内の雇用失業情勢が厳しさを増していることから、埼玉県では埼玉県ふるさと雇用再生基金及び埼玉県緊急雇用創出基金を創設したことにより、町で実施する事業に充てられるため補正するものでございます。

款19諸収入、項5雑入につきましては、地域社会振興財団から長寿社会づくりソフト事業が採択されることになりましたので、交付金を受け入れるものでございます。また、生きがい推進事業への参加費を補正するものでございます。

款21繰入金でございますが、財政調整基金から繰り入れするものでございます。

次に、歳出の補正の内容をご説明いたします。10ページ、11ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目9自治振興対策費につきましては、埼玉県の緊急雇用創出事業県補助金を充てて、町内に設置している防犯灯、道路照明灯、消火栓、防火水槽、道路反射鏡の地図入力により、適正なデータ管理を行うため地図会社に委託するものでございます。

目3徴税费、項2賦課徴收费につきましては、法人事業所の決済に基づき、法人町民税の確定申告が提出された事業所のうち、法人税割等の還付請求法人に対して還付を行うものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費につきましては、地域社会振興財団の交付金を受けて実施するはつらつ長瀬生きがい推進事業の費用でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉費につきましては、たけのこ保育園園舎増改築工事費補助金でございますが、歳入で国庫支出金が県支出金に振りかわり、制度が変更になったため、対象基準額が増加したことにより増額となっております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費につきましては、住民が居住のために所有する住宅に太陽光発電システムを設置する際に、補助金を交付するために補正するものでございます。

款7商工費、項1商工費、目2観光費につきましては、節13委託料は、緊急雇用創出県補助金を充てて、7月下旬に放映されるNHKの「つばさ」に関連して、長瀬駅前周辺を中心に長瀬観光をPRするものでございます。また、長瀬町観光協会法人化業務委託料につきましては、観光パンフレット事業を法人化に伴い、観光協会に委託することにより、負担金、補助及び交付金からの組み替えを行うとともに、埼玉県ふるさと雇用再生事業補助金が充てられることになり、財源の繰りかえを行うものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第31号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第7、議案第32号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第32号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

長瀬町立長瀬第一小学校耐震補強及び大規模改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 議案第32号 工事請負契約の締結について説明いたします。

契約の目的は、長瀬第一小学校耐震補強及び大規模改修工事。

契約の方法は、指名競争入札で、去る5月27日に執行されました。

契約金額は8,022万円、消費税込みの金額でございます。

契約の相手方は、埼玉県大里郡寄居町にございます寄居建設株式会社、代表取締役、高田徹でございます。

施工箇所は、埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上600番地1。

工期は、契約の日から平成21年9月18日まででございます。

工事内容の概要ですが、ご配付しました資料をごらんいただきたいと思っております。第一小学校の校舎について耐震補強工事と大規模改修工事を行うものでございます。耐震補強工事は、校舎西棟について実施、大規模改修工事については、西棟、東棟について実施するものでございます。ご案内のように、当町には小学校2校、中学校1校がございしますが、3校の校舎、屋内運動場等すべて耐震診断の対象施設で、平成15年度の中学校校舎の診断を皮切りに、3校合わせて8施設について順次診断を実施してまいりました。昨年度、平成20年度をもちまして、学校施設対象となる8施設すべての施設の診断を終了することができました。8施設のうち、第一小学校校舎東棟、国道側の校舎でございます。中学校屋内運動場、中学校技

術棟の3施設につきましては、耐震化の基準となりますI S値、これは建物の耐震性能をあらわす指標で、この値が大きくなるほど耐震性能にすぐれていることをあらわします。このI S値が埼玉県で基準とする0.7をこの3施設はクリアしていることから、いわゆる耐震化のための補強工事の必要はないという結果でした。残る5施設につきましては、耐震補強が必要という診断結果となりました。そこで、順次補強工事を実施していく計画のもと、今年度第一小学校西棟から着手していくものです。ご案内のように、施設自体が西棟が昭和51年、東棟が昭和53年の建築ですから、年数も経過しているため、補強工事にあわせ、老朽化に伴う施設改修も行うものです。

工事の具体的な内容は、お配りしました資料の5をごらんください。まず、校舎西棟耐震補強でございます。西棟の1階、2階、合わせて4カ所に鉄骨ブレースで補強を行うものです。

次に、改修工事ですが、東棟、西棟について実施するものです。工事の内容ですが、まず1つ目、防水改修でございます。第一小学校の校舎現状は、雨漏り箇所が大変多い状況になっております。東棟606平米、西棟1,030平米、その他で930.1平米、合計2,568.1平米について防水するものでございます。具体的には全面洗浄の後、補修を行い、ウレタン塗膜防水工法により実施するものです。

2つ目、給水施設、消火設備改修です。給水管の腐食等による傷みがひどく、漏水が見られますが、地下埋設による配管のため、なかなか漏水箇所を特定できない等のこともあるため、今後は管理しやすい露出管による配管の布設がえを行うものです。同様に、消火施設の改修も行います。

3つ目、(仮称)事務室増設と表記しましたが、第一小学校の玄関は、職員室からは死角になっており、来訪者が確認できない状況です。また、校舎内への侵入が容易な状況にあるのはご案内のとおりです。このような状況は、今に始まったことではございませんが、昨今の不審者問題等が取りざたされるようになり、改善が望まれていたところですが、具体的な改善内容ですが、現在の玄関のところ入ってすぐに広いスペースがございますが、あの部分に間仕切りをし、部屋となるスペースを確保し、常駐者を配し、玄関から入ってこられる方と顔を合わせられるような状況をつくり、不審者対策の一助としたいものでございます。カウンターのある窓で、見通しのよいものにしたいと考えています。また、学校パトロール隊や学校応援団の皆さんの休憩場所あるいは簡単な打ち合わせができる場として活用できればと考えています。広さは10.5メートルの4メートル、42平米となっております。

最後に、4つ目、外壁改修です。校舎の外観については、議会でも何度かご指摘いただいているとおり、外壁の汚れが大分目立ってまいりました。今回他の改修工事とあわせ実施するものでございます。壁の高圧洗浄を行い、クラック等欠損箇所の補修等を行い、塗装を行うものでございます。

以上が今回予定している工事の概要です。

なお、本事業は、安全安心な学校づくり交付金の国庫補助を受けて実施するものでございます。補助率は、耐震補強については2分の1、大規模改修については3分の1となっております。

もう一点、昨日文科省が発表した公立学校施設の耐震化率について先ほども話題になりましたので、1点加えさせていただきます。本日の新聞に掲載されておりますが、県内で長瀬町が耐震化率ワーストツー、ブービー賞ということですが、8施設について3施設が耐震化があるということで、長瀬町の耐震化率37.5%、これが県下で毛呂山に次いで下から2番目ということでございますが、ただいまご説明申し上げましたように、ここで一小の西棟の耐震化はもう既に実施が目の前でございます。これを実施することにより、耐震化率8施設のうち4施設ですので、半分、50%になります。この数字は、今回の文科省の発表した調査では反映されておきませんので、申し添えておきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 幾つかちょっと質問をさせていただきます。

これ予算通ってしまってから言う質問とすればおかしいと言えばおかしいのかもしれませんが、この雨漏りはいつごろ始まったのか。それをまず1個目。

それから、総額費用とか、そういうものはわかりましたが、落札率は幾らだったのですか。

それから、あとこの施設は何年もつのか。

それから、その次、屋上の雨漏りの改修方法は、ウレタン塗幕塗装と防水塗装というふうなことを言われていますが、これがきのうちちょっと勉強をさせていただいたのですが、厚みが5ミリとか3ミリとか、非常に薄いものでありますが、この薄い、厚い、あるいは均等にできているかどうか、非常にだれが見て、どうやって見分けてやるのか疑問があります。

それから、もう一つ、この雨漏りがいつごろ始まったのかということに関連するわけですが、きのう実は私一小の屋上に上がってみました。あの屋上の屋根は想像以上にひどいものですね。草がいっぱい生えているのです。それで、あと泥が、土がいっぱい、ほこりが飛んできたりなんかして堆積をして、それで目地の切れ目のところから目地が入っていますけれども、そこから草の根が入り込んでしまって、目地のものが持ち上がってしまってひどいものなのです。あれよく見ると、きのう草取りしましたからわかりませんが、きのうはちょっとよく見ていたら、どうも屋根の上に草が生えているのを見たのですよ。それで、上がらせて見せてもらったら、確かに大きな1メートルぐらいの草があるのです。草生えているのは非常にみずばらしいということで取ったほうがいいのではないということから上がって、こう見たわけです。そんなことを見させていただいて質問をさせていただきます。

それから、この工事は、今伺ったところによりませんが、内訳として、耐震補強工事は物の順番ですから、幾らでしたかということはお聞きをします。耐震補強については、補助率が2分の1ということですから、微々たる補助金というと生意気かもしれませんが、半分だと1,000万ちょっとかなという補助なのです。それで、あとの残りは改修の関係で5,800万ぐらいですか、いくような感じなのですが、これは3分の1の負担ですから、非常に町の持ち出し金が多いですねということです。

それから、もう一つの質問は、私が見たところによりますと、屋根の上のコンクリがはがれてしまって、がたがたな部分が結構あるのです。町長もこれは見に来てくれたということは、2年前とかに行ったら、来てくれたとかいうお話は聞きましたが、もう少し早くにあの土の堆積を除去するという作業をやってあげば、あんなにひどくならなかったのではいかなのかなというのが1つ懸念されます。ですから、私はいつごろ始まったのかということを知っています。

それから、当然工事ですから、工事の業者と施工者の間において作業工程表がつくられると思うのです。その作業工程表によって、我々一般の人にも見学をさせていただけるのかどうかということをお聞きします。

幾つも言ったので、聞いたほうは大変かもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） ご質問7項目あったかと思えます。漏れたら失礼いたします。

雨漏りはいつごろからか。私平成15年度に教育委員会に担当になりましたが、そのときからもう既に雨

漏りはありました。ですから、その前だと思えます。かなりこれはもう雨漏りは長いものだと思います。

それと、何年もつか。見ていただいた中で、防水については今回やる工事はおおむね10年の保証があるというような項目もございます。それぞれあるかと思ひまして、1度に何年というのは大変ちょっとお答えづらいかと思ひますが、先ほども申し上げましたように、昭和51年、53年の竣工になっておりますので、大分年数はたっていることは言えるかと思ひます。

それと、ウレタン塗幕は何ミリかと、だれがそれを見て、どうやって見るのかというご質問ですが、屋上の平面部については、厚さ3ミリという設計図であります。また、立ち上がり部分、側面の部分につきましては2ミリというような、それはどうやって見るのかといひますと、この面積に対しまして塗料の量で割り出すということです。したがひまして、その資材の搬入の際に、その塗料の量とか、そういうものを検査、チェックするというお話です。

耐震工事と改修工事の金額でございますが、落札価格で耐震補強については、税抜きです、これ、1,284万8,000円、その他の工事が合計で5,746万4,000円、それに共通仮設費だとか、その他の金額がつきまして7,640万、それに消費税382万を足しまして8,022万ということでございます。

続いて、コンクリート屋根の部分、これはもっと早くに泥を除去しておけばよろしかったということですか、そうだと思います。はい。

あと、作業工程表、これからきょうのご議決をいただきました後に本契約になります。その後当然説明を受けます。作業工程もそのとき提出されるものと思ひます。ただいま出ましたように、途中での工事見学はできるのかということもあわせてお話しさせていただきたいと思ひます。

落札率、これは落札価格と予定価格、計算していない。

○2番（村田正弘君） それならしょうがないではないか……。

○教育次長（大澤珠子君） 数字だけでよろしいですか。

○2番（村田正弘君） それ。

○教育次長（大澤珠子君） はい、済みません。もう一度出直します。

済みません。計算機持たなかったもので申しわけありません。77.959、約78%でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に。

村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 私が聞いた厚みは3ミリとか、2ミリとかということで、確かに面積と塗料の量で計算すれば計算上は出てきます。それで、その分量が例えばドラム缶で10本だとしたら、ドラム缶10本分確実に塗ったかどうかの確認はだれがどうするのということを聞いているわけ。高い、そんなに塗料ではないと思ひますけれども、5,700万の中の塗料ですから、それがどれだけ高いものか安いものかわかりませんが、その辺のことはきっちり設計図どおりにできているかどうかということは後から検証しようとしても不可能だと思うのです。それで、あの屋根の構造を構造改修するということは一個もないのですよ。中学校の屋根は、そこの休憩室のところからこうやって見ると、その雨が落ちこちて、たまった雨を下へ落とす水道のというか、といの周りに網が張ってあって、そこに向かって相当の勾配で寄せているのですよ。途中には水路が切ってあって、そこのところを通して下へ落ちこちるようになってありますね。あれは1回ごっと直したからそうなったのかもしれませんが、きのう私がその屋根の上へ乗って見たときには、水がたまっているところがあるのですよ。水がはけないのですよ、下へ。だから、あそこを設計業者がどうやってそれを解釈したのか。ただ、単にといを取りかえれば水は流れていくのだ

というふうに解釈したのかどうか。ですから、その設計業者の設計意匠をだれがどうやって見て、こういうのでいいというふうにこれを修理の改修の設計図面をかいてきたものに対して、前例があるわけですよね、長瀬中学校の屋根が漏ったという。それで、そのために改修をしてもらいました。そのときにも恐らく前の図面と今度の改修図面の比較みたいなものがあった、当時やっていた担当者がもう定年になっていなくなってしまったのかもしれないですけども、そういう経験もあるわけなので、なぜそういうふうなことに気がつかなかったのかなということは、私非常に疑問に思います。

この水はけが要するによくなる方法にしないと、先ほど何年もつかと言ったら、保証期間が10年だから10年でしょうという話なのですけれども……

〔何事か言う人あり〕

- 2番（村田正弘君） 要するに工事の物件補償に対しては、10年間建築は大体そうなのですよ。それは私も知っているのですが、10年が限度ではないかというような言い方なのですけれども、コンクリ等のビルディングの寿命というのは、コンクリートの寿命は俗称100年と言われているのですよね、鉄筋コンクリートというのは。ですから、100年が今また材料がよくなったから、もうちょっと延びたかもしれないですけども、200年住宅なんていうのは、鉄筋コンクリート造の話だと思のですよ。そんなことで今後補修をしていけば、相当の長くもつものであるというふうに私思っています。

1個だけ確認というか、1個ではない、2つなのですけども、平成の15年からということになりますと、今は平成の21年で計算すると約6年ですか、もう少しやはりそのころはもう担当者の話だと雨が漏っていたということなので、もっと前かもしれないのです。当時の教育長とか、教育部門の人がいないようですけども、要するに後のメンテナンスを非常に気を使っていなかったということが問題だと思います。ですから、今後はこのことについてきちんと、1年に1回掃除しているという声も聞きます、学校等で。他の高校とか、あるいは市町村の学校とか、そういうところで1年に1回は掃除していますという話も聞きますから、このことを後のその処理の、処理というのか、維持の管理に徹底されたいというふうに思いますが、このことはやるつもりがあるのかどうか。

それから、工程表の中間の見ると、見せていただくというお話なのですが、これはぜひ施主の側ですから、施主側からそういう注文出せばできるはずですよ。ぜひ出していただいて、こういうことも一般町民の方に公表をしていただいて、建築知識に詳しい人が相当町の中にもあるかと思います。そういう人にも見せていただいて、落札率は78%ぐらいですけども、安かろう、悪かろうという工事ではだめなのです。ただ安ければいいという話では。やってみたら、今のコンクリートがぼくぼくになっているところなんか、コンクリートがきいていないのですよ。

〔何事か言う人あり〕

- 2番（村田正弘君） どの業者だかわかりませんが、そういう状態のところが多に見受けられるわけです。ですから、その工程表はこうなっています。それから、その工程会議に出るメンバー、こういう人も我々議会側からもぜひ選んでいただいて出させていただくということが私は長瀬町にすれば非常に大きな工事の部類に属しますので、そういうことをやっていただきたいというふうに思います。お答えはできれば町長にお答えをいただくといいかなと思いますが、どなたでも結構です。

以上。

- 議長（齊藤 實君） 参事。

- 参事（平 健司君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

工程管理のメンバーということなのですが、契約後に細部については施工業者、施工監理委託業者、長瀬町、いわゆる監督員の指定しますので、監督員、その3名で工程管理の打合わせは常時していくようになると思いますので、その中に議員さんというお話ですけれども、工程管理のその打合わせ記録簿等についてはどんどん閲覧してもらったり、あと現場を見学してもらったり、そういうことは可能だと思うのですけれども、一応は工事現場ですので、その……

〔「町長の気に入った者にやってもらえばいいんだよ」と言う人あり〕

○参事（平 健司君） 3者が協議して細部については詰めていきたい、このように考えているところでございます。そういうことでいいですか。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他にございますか。

○2番（村田正弘君） 今言ったのにもう一個答えていないではないか。以後メンテナンスをどうするのかということをちゃんと言った。

○議長（齊藤 實君） メンテ。

教育長。

○教育長（新井祐一君） 失礼します。

工事が終わった後のメンテナンス、日常の管理ということになりますけれども、日常の管理につきましては、以後また学校のほうにお願いするわけになりますので、学校のほうと協議しまして、学校にまた指導しながら管理をしっかりしていくという形で、ぜひ長く使えるようにしていきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 他に。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） もう終わったのではないかと。3回だよ。

○2番（村田正弘君） 学校のほうと協議をしてというお話なのですが、お金のかかることですから、町が要するに予算つけるかつかないかという話になっていくと思います。ぜひあれだけ土がたまってしまうのは、掃除をしなかったこと、これが一番問題だと思います。問題なのです。それから、構造的欠陥も多少あるわけですが、そういうことですから、ぜひ掃除、ほうきで掃いて水で流す程度の掃除でもいいわけなのです。だから、毎年やればそういうことはできますから、そんなに多額の費用はかからないと思いますので、ぜひほかの施設もちゃんと見てください。二小とか、それから一小の体育館の屋根も真っ赤になってきていますよね。赤くなっているところありますよ。あれは一小の体育館の屋根は話が横へ行きますけれども、アールがついているのですよ。格好はいいのですよ。格好はいいのだけれども、あれ卒業式とか、ああいうときに行ってみると、天気が変わってきたときに、何かたたくような、ことん、ことん、ことんというような音がしますよ。あれ何の音かなという、屋根の材料が温度の収縮によって動くのです。それで音が出ているのです。だから、あれも格好いい屋根なのだけれども、屋根は余り下からは見えないものなのですから、格好ではなくて、実用的なものがいいと。それから、非常に赤くなっていますから、よく見てもらって、早く塗らないと、ペンキ塗っておかないと、また取りかえる話が出てきますよということになります。その辺はぜひ教育委員会のほうでも予算的な面の項目に入っているかどうか、ちょっとよくチェックをして、来年度の予算計上のときにひとつ計上されることを望みます。

以上です。終わります。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 2番議員がいい意見を言っていたいて、私は1点だけ言います。

今、役場庁舎が何年たちますか。15年たったかな。今、玄関の修理をしています。保証期間はもう終わったのだと思うのですけれども、今度の第一小の改修については、やっぱり我々は素人ですから、口挟むことができないし、どこが問題点なんていうのは、なかなか村田さんみたいな質問はできないのですけれども、1つは、要するに西側の校舎の汚れの問題なのですけれども、どういう色で、また何年ぐらい塗装、再塗装してもつのかなどについては話し合われたのでしょうか。

我々は8,022万というような膨大なお金をかけてやるのですから、ある程度の保証期間というのを設定していただいてももらいたいのですよ。それでないと、またあんなような汚いような校舎に10年もたたないうちになってしまうのでは困るわけで、この点についてお願いしたいと思っておりますけれども、答えられたら答えていただきたい。そういう言い方、だめだね。要するに答えていただきたい。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） だれですか。答弁者だれ。

教育次長。

○10番（渡辺 強君） 色とか、もつ問題、どれだけこれから汚れないで、だからわからないというのでは困るので、また同じ塗装やるようになってしまう。

〔「そんないいかげんな詐欺師みたいなことはしなかんべ」と言う人あり〕

○教育次長（大澤珠子君） 外壁の色ということですが、特に仕様書にはないのですけれども、今現在の色がクリーム系の色かと思えます。似たような色になるかと思えます。今後相談で、その色は。

○10番（渡辺 強君） 保証は。

○教育次長（大澤珠子君） 外壁の保証、外壁の保証は特に済みません。答えられませんが、初めての塗装です。先ほど言いました52年、53年の竣工後初めての外壁改修です。ただ、学童の部分、東棟の一番端になります。そこについては1度外壁改修やっております。今一番きれいなところですので、ごらんいただいているかと思うのですが。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 後で確認をよくしてください。

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 寄居建設が入札、これ。歴代の町長が大分懇意げだけれども、そうなの。そういうのをちょっと聞きたいのだけれども、それでこの間もながとろ苑もやったよね。歴代の町長、大変懇意なのだよ。松本さんも特に懇意にし過ぎて残念だったけれども。

ちょっと聞きたいのですが、町長、町長にちょっと聞きたい、この入札。寄居建設が大分懇意にしているけれども、町長、個人的にどういうふうに思いますか。ちょっと聞きたい。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今回のことについて寄居建設が落としたということについて、78%の落札率ということで、非常にそういう意味では最低落札価格というのをつけまして、これは県のほうの指導だということですが、もう少しでその最低制限価格にひっかかるぐらいの安さだったわけです。私は寄居建設とは全く関係がございませんし、私の祖父、おじいさんが寄居建設の初代の金番さんという人と懇意だ

ったという話は聞いておりますが、それ以降については全く関係がございません。私は寄居建設に行ったことも会ったことも、落札した人がどういう人だかもわかりませんし、寄居建設ということのつながりは全くございませんので、そのことについてははっきりお答えをしておきます。寄居建設と関係はございません。

○議長（齊藤 實君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） よくはわからない。これで話は終わってしまうけれども、大分本当に不思議なのだよ。黒澤さんというのは、寄居建設というのは全然縁のない人だった。歴代の町長が意外と寄居建設とはいろいろな工事で接近しているので、おれは不思議だなと。本当に特にそう。松本さんの場合には、特にこの問題で、くどいようだけれども、そうなのですよ。これ有名な話なのだから。有名なのですよ。それで、また寄居建設、こうだよ、あだよとあそこをつくる。おれはだから不思議でしょうがない。それをちょっと聞いたかったわけです。あとはもういい、結構。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第32号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第8、議案第33号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第33号 財産の取得についての提案理由を申し上げます。

老朽化した消防車両を更新するため、車両の買い換えを行いたいので、議決の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第33号 財産の取得についてご説明いたします。

平成20年度の国の第2次補正予算において、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため交付金制度が創設された地域活性化生活対策臨時交付金を利用して、消防車両の整備を行うもので

ございます。

消防車両可搬ポンプにつきましては、整備後17年から19年経過しており、老朽化、性能低下が進んでおります。火災時における町民の生命、財産を守るため、早期消火に対応できる機動力及び消防力の強化を図るため、機器を整備するものでございます。1分団一部のポンプ車を除く積載車両6台のうち小型動力消防ポンプ付普通積載車5台と、小型動力及び高圧ポンプ付水槽車1台を購入するものでございます。

この事業につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当するため、議案を提出するものでございます。

1の購入物品、数量及び契約金額につきましては、小型動力消防ポンプ付普通積載車5台を単価619万円、総額で3,095万円、小型動力及び高圧ポンプ付区水槽車1台1,004万7,000円、登録・廃車手数料一式6台で26万円、消費税206万2,850円、合計4,331万9,850円でございます。

2の契約方法につきましては、指名競争入札により決定し、5月25日に入札を実施いたしました。

3の契約の相手方は、埼玉県秩父市東町7番5号の埼玉消防機械株式会社、取締役社長、榎戸三保子でございます。

4の納入場所は、長瀬町役場でございます。

5の納入期限は、契約の日から平成21年12月28日まででございます。

以上が財産の取得についての議案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第33号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の説明、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第9、議案第34号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（齊藤 實君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第34号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

野原新平氏の任期は平成21年6月23日に満了となりますが、引き続き委員として再任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（齊藤 實君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第34号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり同意されました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

- 議長（齊藤 實君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

- 議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（齊藤 實君） 異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成21年第4回定例会を閉会といたします。

◇

◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会では、新規条例制定案など5件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提言につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

さて、私の2期目の任期も7月28日に満了となります。この間、町を取り巻く環境は、過去に例を見ないくらい状況が変化をしておりましたが、4年間の行政運営に対しまして、議員各位のご支援、ご協力に心から深く感謝申し上げます。

幸い、私も健康状態もよく、町の責任者として町民の意見をあらゆる機会をとらえてお聞きしながら、さらにリーダーシップを発揮して、「町民が主役」を基本姿勢に、町政発展のために引き続き努力してまいりたい所存でございますので、議員の皆様におかれましても、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りたいと存じます。

しばらくははっきりしない天候が続くかと思いますが、梅雨が明け、夏本番を迎えますと、町の一大行事であります船玉まつりが8月15日に予定されておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

皆様には、健康にご留意され、また町政の進展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（齊藤 實君） 以上をもちまして、平成21年第4回長瀬町議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 9月10日

議 長 齊 藤 實

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 村 田 正 弘

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子